

とされておりました。そうしてその他の自由というものは、例えば言論の自由というようなのは、この居住、移転の自由にむしる従属的なものであるというように考えられて来ておつたのであります。ところが経済の發展、民主主義の進展に伴ひまして、アメリカでは今日は言論の自由が、民主主義の根幹として言論の自由がなければ民主主義はあり得ないとまでされておる。これは終戦後アメリカのいろいろの新聞人や、学者や、これらが来て我々によく話してくれたところであります。それでこの言論の自由を最大限に認めることによつて、社会の腐敗を是正し、進歩をもたらすものとされておる。日本国憲法はこの米法思想を以て一貫しておるのであります。憲法を誰が作つたかということは、いろ／＼すでに言かれておりますが、日本国憲法は誰が作つたにしろ、それはアメリカ法思想によつて一貫されておる。従つて私は日本では言論の自由はやはり最高度にまで保障されねばならないものである、そのように考えるのでございます。言論を非常に自由にしてよくと、その結果いろ／＼の社会に悪い影響が及ぶかも知れないので、そういうことを理由にして言論の自由を、従つて大幅に抑制できると、悪い結果が来るからすぐさま大幅に制限できると考えるのは誤まりではないかと考えるのであります。憲法では集会、結社、言論、出版、そのような順序になつておりますが、言論の自由というのは本来は非常に高い所に置かれねばならない。例えば集会でございますが、集会といへば演説でございます。集会の演説と新聞の社説なり、評論なりとどう

違ふか。演説というものは直接感情に訴ふる要素が多いから、治安に影響を及ぼすところが非常に深刻である、直接的である。これは多くの人が言つておられます。併し文書による場合は読者がこれを理性によつて判断する、読者は選択権を持つておる。これはアメリカの有名なジャクソン判事の言葉でございますが、文書だけで暴動の起つたたて書の上では付いておりますが、とにかく言論が破壊活動となつておる、このことは言論に職を持つておるものとして誠に理解ができないと私は考えるのであります。新聞に記載いたしますところの社説、それから署名入りの評論、短評、時評、それらのものはことごとく、いわゆるこの法律に言うところの政治上の主義、若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する行為であります。言葉には新聞によつて、その書く人によつて強弱の差はございしますが、とにかく書いておる者は、當時執筆しておる者は、とにかく継続的に政治上の主義の推進、支持、反対をやつておるわけであります。そこで若しこのようなことがあつたらどうする、現在「現内閣が現在のような施策を改めるところなく、これを続けるならば必ずや五・一五のような事件が起るであらうし、又起つても止むを得ない。」というようなことを書いたとすると、これも又この法律にかけられる虞れがあるのではないかの思ひであります。

法律のほうでは扇動というのは他人の感激を利用して主義を宣伝するもの

となつておるそうでありますが、考へによりによれば新聞で毎日継続的に論説の勇動をまさに職業的に行なつておるものであります。でございますから、現在の日本で文筆を業としておる者が、この法案に対して深刻に抱いておるところの懸念、心配というものをよろしく御理解下さるものと思ふのであります。現在の内閣の当局者は、決して言論を弾圧するとか、取締るとか、そういうような考へは毛頭ないと申されておりました。私も又その言葉を決して疑うものではありません。法律の中に字句を残しておきますと、将来局に立つ人がこれを濫用しないとは誰も保障しないのでございます。それは現在の当局者がいつ／＼までも、何十年も、十数年も二十年も将来まで当局者であるわけではないからであります。昭和十六年に治安維持法の改正がされたときに、議員のほうから、この法律の實施に當つては慎重嚴肅に取扱ふことに政府に要請しました。政府は慎重嚴肅に取扱ふことを又約束したのでございます。併し事実そのあとではどういふことになつたか、それは皆様御承知の通りでございます。それは法律の中に法文としてやはり濫用され得るものが残つておつたからではないかと私は考へるのでございます。

刑法では個人の行為を取締ることはできるが、団体を取締ることができないからと、当局ではこの法案を作つた理由を申されます。併し新聞記者の目から見ますと、刑法では思想、言論、学問を取締ることができない、だからこの法律を作つて学問や言論の自由を取締らうとするのではないかとさえ申

上げたいぐらいいんでございます。實つて治安維持法は、国體を變革し、私有財産制度を否認するものだけを取締るはずでございまして、後には自由主義者だけでなく、キリスト教徒までも引張られ、中央公論、改造などのような総合雑誌の編集者も、どうも私有財産制度を否認するものらしいということでもふち込まれたのであります。私も又何らの理由もないのに、單に同盟通信社の東亞部の一部員であるということだけで特高からお呼出しを受けまして思想調査を行われ、最後にはいつでも引張ることができるとぞ脅迫された苦い経験をもしております。でございます。このように特高が治安維持法を振廻して猛威を逞しくしたことに對し、あれは當時背景に軍の勢力があつたからである、背景に軍があつたらああいふことができたのである、今や日本にはそのような軍はない、だから公安審査庁や特審局が曾つての特高になる危険はない、又破壊活動防止法が治安維持法になることは考えられないと申されます。併し軍は現在にございませぬ。それから従つて公安審査庁や特審局にとつては利用すべき軍はございませぬ。便乗すべき軍はございませぬ。併しそれとは別の利用すべき、便乗すべき國際情勢というものがあるでございします。國際環境がございします。反共という國際情勢に乗じて言論の自由が大きく阻礙される可能性が十分あると思うのでございします。内閣のほうでは破防法を恐れるものは共產主義者と無政府主義者だけだと申されます。私はそのどちらでもないでございします。この法律を非常に恐ろしいものだと思つております。

さて、新聞のほうではどのようなようにか
申しますと、一口に新聞と申ししましても、経営者と組合員とは何事ににつけてもあらゆる場合意見が異なつております。併し今度の破壊活動防止法案については、言論の自由を大きく阻害するものであるという点ではすべて意見が一致しておるのでございます。具体的に申し上げますならば、第三條において言論が暴力主義的力主義的破壊活動の中に入れられてゐる点は当然除かれねばべきである、修正されるべきである、又扇動という文句はこれは当然除かれるべきではないかと存するのでございませう。

最後に一言申し上げたいことがございます。この法案の英語の名前は、アシチ・サブヴァーシヴ・アクティヴ・イティス・ビル、サブヴァーシヴといふのは政府顛覆という意味がございませう。外国では日本で政府顛覆を防衛する、防止する法律案を作つておるそうだが、それは世界中どこでもそういう法律はあるのであるし、当然であるといふので、突のところ余り関心は引かなかつたようでございます。私毎日仕事として海外電報を見ておりますが、殆んど初めの間は関心がなかつたように見受けられます。この点は法律の名前が破壊活動防止となつておりますので、法案をお作りになつたほうとしては大分儲けておられる思うのであります。併しその後いろいろ国会の審議やその他日本の言論の状況などが海外にもわかつて来まして、私の聞いておりますのは、マンチエスター・ガーデーアン・のヘッセル・テイルトマンはここのように言つております。共産主義者の破壊的暴力行為を取締ることは、

これは日本においてでございます。日本において共産主義者の破壊的暴力行為を取締ることは勿論必要であるが、問題は法律の運用如何にかかつておる、一旦運用を誤るならばその害毒は甚大であると言っております。又ロンドン・デリー・メーブルのバーナード・カプランは、米国においてはマツカラン法にアメリカで秘密裡に活動してゐる大物を引つかけることができて、却つてマツカラン法によつてそれらの大物が助けられてゐるかも知れない。こうした法律の規制は却つて破壊的でない勢力に対抗する存在となり、法律を作つた初めの目的と全く反対のものとなるではないかとの疑惑が湧いて来ると思つております。で私はこの法律が若しも無修正のまま通りまゝと、世界の民主主義的な諸国から非常に批判的、非難的な反響が極めて短かい時間のうちに日本の通信社と新聞社の机の上に打ち返されて来るのではないかと、このように考へるのでございます。

○委員長(小野義夫君) 次に、日本経営者団体連盟常務委員宇都宮徳馬君の御意見を……

○公述人(宇都宮徳馬君) 結論から申し上げますと、私どもは破壊活動防止法の急速な成立を希望してゐるものでございませう。破壊活動防止法に對しまして、いろいろ反對する者もあるものでございませう。反對者は言論、集会、結社というやうな人間の基本的な権利に重大な侵害があるというやうな点から反對しておられるのであります。又賛成者は言論、集会、結社、そういう基本的な権利を保障する民主主義そのものを破壊するところの極左或いは極右の活動

を本立法のごときもので抑えなさい、と、學問の自由も、或いは思想の自由も何もかもみななくなつてしまふと、こゝういふ点からこの立法を主張してゐるのでございませう。共に基本的な権利を尊重するといふことに関しましては人後に落ちないわけではございませうが、結論が相反であるといふことは、極左や極右の謀略、これは別問題といたしまして、要するに日本の現状に對する認識の相違から来るのではないかと私は思ふて存じております。私どもは日本の、先ほども申し上げました通り、現在の政治社会の現状に對しては是非ともこの立法が必要である。止むを得ない必要だ、こゝう存じております。私どもがこゝに言う日本の現状、この立法を必要とする日本の現状はどういふことかと申しますと、極左と申しますのは勿論共産党などございませうが、共産党とか、極右勢力の破壊活動が非常に強大である。勢いが強いという意味では必ずしもないものであります。最近のメーデー事件とか、或いは蒲田事件とか、いろいろ事件が起つております。彼らの暴力的企圖というものは、この事件を通じて真に明らかでございませうけれども、併し要するに兎に、或いは又唐辛子の目潰しを喰らわすといふやうな点で非常に兎に類するものである。原子爆弾という大變な武器を経験してゐる日本の民衆にとつては一種のニューモアであるといふ感じがございませう。彼らの暴力的破壊活動の脅威が現実的に非常に大であるといふことは私は信じてゐるのでございませう。併し彼らの暴力活動の意圖とい

うものは大變に計画的であり、根強い、強烈である。意圖は非常に強烈である。それは外国の或る強國の戦略的な意圖に從屬してゐる、その軍事的な後方擾乱部隊といふやうな軍事的な性格を多分に持つてゐるために、彼らの意圖は非常に計画的である、こゝういふことが言へると思つてゐます。併しながら、それだからと言つて破壊活動防止法が是非必要だといふことには必ずしもならない。日本の民主主義社会が十分に成長をしてゐる、民主主義の機関であるところの政界であるとか、或いは労働組合とかいふものが大に入つてゐるという場合には、こゝういふ法律は或いは必要でないかも知れません。又國民の良識が非常に固いといふ場合には必要でないかも知れませうが、現在の日本においてはそうではない。若しも國民のこゝういふ極右とか、或いは極左に對する、破壊活動に對する抵抗力が弱かつたならば、現在の刑法の規定で恐らく十分である。破壊活動防止法などといふものは或いは必要でないかも知れないのでございませうが、現在の日本の状態においてはどうしてこれが必要である。その必要といふのは先ほど申しました通りに、日本の民主主義といふものは敗戦後非常に弱い社会的な土台の上にできておりました。急造のバラックのやうなものである。何らかの保護が必要である。この保護の一つが破壊活動防止法であらうと私は思ふてゐるわけでありませう。でありますから、日本の民主主義が今後非常に成熟する、政界とか、或いは労働組合とかが立派な大人になる、又戦後の非常に不安定である民心が動搖から收まつて来る、こゝういふこ

とになりますと、現在非常にこの立法は緊急必要であると存じますが、或いは必要でなくなるかも知れないのでありますから、この立法の意味をはつきりさせるために、私はこの立法には何らかの期限を付したほうがよいのではないかと、戦後の日本の民主主義は甚だ脆弱で弱い、この時代にのみ必要であるから何らかの期限を附したらどうか。臨時物資調整法等という臨時立法がございませうが、こゝういふような期限を附すことになる、この立法の趣旨も非常に明確になつてゐるのであるやうなこの立法が、官僚主義のむしり防壁になるというやうなことを防ぎ得るのではないかと、こゝう私は信じておるものでございませう。個々の文句の修正よりも、こゝういふ点が非常に大事であるのではないかと私は信じておるものでございませう。結論といたしましては、この法案の急速な成立を期待してゐるものでございませう。

○委員長(小野義夫君) それでは只今の公述のお三方に對しまして、各委員より約五分間の割合を以て御質疑のありのことは御発言願ひます。

○羽仁五郎君 馬場先生にお伺ひいたします。先生は現在共産主義がソ連において確立せられ、中国においてもほぼ確立に近く、國際的に新しい段階に入つてゐるのですが、これを防がなければならぬといふ御意見でありませうが、この法案といふものが、こゝういふ情勢を多少でも防ぐといふやうに御覧になつておいでになるのでしょうか。或いは却つて反對に、こゝういふ法律案といふものは、こゝういふ共産主義の蔓延と言ひますか、こゝういふものを

防ぐ民主主義的な言論その他有効な方法を萎縮してしまひはしないかといふやうな考へのかたがあるのですが、その点は如何でございませうか。

○公述人(馬場徳吉君) よく聞えないのです。どういふことだつたかしら……

○羽仁五郎君 簡単に申し上げますと、馬場先生の御意見である共産主義を防ぐ、そのためにこの法律案は余り役に立たないかも知れないが、まあこゝういふものでもやつて、だん／＼いいのを作つて行つたらいいだらうという御意見でしたが、共産主義と戦ふ最良の方法としての言論ですね。その言論がこの法律案で非常に制限されますが、その点は如何でございませうか。

○公述人(馬場徳吉君) そうですね。言論といふけれどもね、共産主義の言論はね、私の考へではこゝういふ言論に終始してゐる間はね、僕は大了したことじやないと思つてゐる。恐るべきことではないと思つてゐるけれどもね、共産主義者がやる今のテロとか、或いは集團行動といふものになればね、集團行動ならまだいいけれどもね、テロとか、その他のいわゆる刑法上の行動をとることがあるとね。それは各國の例でね、或る一つの段階に入つたと思つてね。もう言論で以て終始、それは共産党がどういふやうに決議したか、それは知らんけれどもね、けれども中華人民國を取つてしまつたり、朝鮮に來たりするものはね、これはもう何じやないね、言論で戦ふといふ段階ではないやうに思つてゐますね。だからそれは今出ている法案なんかで取締るといふことはできないでしようと思つてゐるのです。

○羽仁五郎君 そうしますと、この法律案では共産主義は防げないのです。それで言論は非常に制限されるのです。それでいいのですか。

○公述人(馬場恒吉君) 今僕は前に言わなかつたけれども、言論を制限する何があれば、その規定があれば、それはよほど注意すべきだけれども、この普通の言論はそう制限できないと思ふ。まあ主なる新聞なんかの、新聞紙とか、スタンダードというわけではな

いけれども、相当の地位のある雑誌なり、編集者というものが、それは注意しますよ。相当に注意を拂つてゐるのだから、それは商売だから……。だから扇動といつて、本当にこの法律に触れるような扇動というものはなか／＼できないといふ僕は思つてゐる。それは小づばけなパンフレットとか、百か、二百刷るようなものなら、それは変なことを言ふかも知れないけれども、大衆を動かすような大きなスタンダードな新聞雑誌といふものに、そういうふうな、この法律で取締るような言論は減少に起らないと思ふ。

○内村清次君 宇都宮さんにちよつと……。先ほどの公述の中で、極左及び極右に対しても当然この法律は必要であるという前提の下に、外国の軍事的な意図と繋がつてゐるのだ、こういうようなことは、これは相当危険であるから防止しなければならぬ、こういうお話ですが、極右極左の外国の軍事的な意図と繋がつてゐるといふこの事実、これをはつきり認識されてお言葉でございますか。そういう仮定の下でございませうか。この点一点。

○公述人(宇都宮徳馬君) これは、私が言つたのは現在そういう外国の軍事的意図と繋がつてゐるために、その破壊活動の意思は非常に強烈なものがあつたと私は考へるのです。併しそれがあつたとしてもこの法律は必ずしも必要でない。ただ日本の現在の民主主義社会が非常に弱く、何かですぐ破壊される虞れがある。その保護立法という、いろいろ可能な性を防がなければならぬという意味で賛成してゐる。だから……。

○内村清次君 ただ軍事的意図との繋がりの点ですね、この点は今日は日本経営者団体連盟として、こういう経営者団体といふものはいろ／＼組織的にこういう御研究もなさつておると思ふのですが、そういう繋がりがあつたといふ事実がはつきり認識され、証拠立てられた上においてそういう公述をされておるのかどうか。

○公述人(宇都宮徳馬君) これは勿論この結論に対しては関係がありませんけれども、そういうことを十分に立証し得る事実を知つておるわけですか。

○内村清次君 そうすると、これは極右も極左もございませうか。どちらのほうですか。あなたの知つてゐる外国の軍事的意図と繋がりのあるというのは、どちらのほうでございませうか。

○公述人(宇都宮徳馬君) いずれにいたしましても、私の結論とは関係がないのです。そのことはただ文句の中に出で来たことです。そういうものがあつてもなくても意図は非常に強い。併しそれであつても日本の民主主義社会が非常に強ければ、こんな立法も必要はないという意味です。

○内村清次君 それから先ほどの民主主義がまだ大人になつておらないの

だ、それでこの法案に対しては期限を附して置くべきだ、そうすると、公述者は大体どのくらいで民主主義が大人になる、そういうような期限はどうですか。

○公述人(宇都宮徳馬君) これは私は先ほど申し上げた通り、もうそういう勢力との対決は十年間くらいで済まなきやしようがないと思つてゐますがね。

○羽仁五郎君 私からお伺ひしたいのは、その保護といふ点ですが、経営者団体もやはり保護が必要だといふふうにお考えになつておいででしょうか。この日本の民主主義の一翼を担われませう意味において……。

○公述人(宇都宮徳馬君) そうでございませう。現在の日本の民主主義が非常に弱い基礎の上に立つてゐるというところを認めておるわけでございます。

○羽仁五郎君 我々の考えでは保護といふことになる、やはり代償がどうしても生ずるのではないか、ただ保護してもらうというわけにはとく多りにくいので……。

○公述人(宇都宮徳馬君) 保護といふのは一つの比喩的な表現です。民主主義を守るというよりな意味でございませう。

○羽仁五郎君 最後のお言葉に、期限でも附して民主主義を保護するほうが官僚の城砦になることを防ぎ得はしないかというお言葉がありました、どうも我々は保護といふことになりました、やはりそれはそれらの力が大分強くなつて来る虞れがあるのじやないか、官僚主義が強くなるのじやないかというふうに思ふのですが、その点については御心配は、その期限を附する暫定法ということにすれば大丈夫だといふお考えですか。

○公述人(宇都宮徳馬君) 非常に防げると思ふわけでございます。

○羽仁五郎君 それからもう一つ伺つておきたいのは、政党なり、政治団体、それから労働組合、それからまあ評論家とか、新聞とか、学者関係です、その中に起つて来ます破壊活動といふものを一番防ぐ有効なのは、まあ例へば私自身で考えますと、学者の中や、労働組合の人たちじやないか、又か、労働組合の人たちじやないか、又か、労働組合の中でもないか、よそから官吏がそれを防ごうとしても却つてむづかしいのじやないかといふふうに考えますが、それらの点についてはお考え如何ですか。

○公述人(宇都宮徳馬君) それが何と言ひますか、十分国民の間にも、官吏の間にも、労働者の間にも、或いは経営者の間にも、学者の間にも民主主義を守る決意、良識といふものができればいいわけですが、一種の戦後の民心が非常に過敏になつてゐますから、そういうことが可能じやないのじやないか。すぐ乗ぜられるのじやないか。今度のメーデー事件なんかでも非常に単純な人が参加してゐるわけでございます、それが、そういうことがありますから、やはり暫らくの間はこういう立法が必要じやないか、こう私は信じております。

○片岡文雄君 宇都宮さんにちよつとお尋ねいたしますが、先ほど来のお話を伺つておられますと、日本の民主化が極めて低いといふ点を強調されてゐる、その民主化を守るために、民主主義を守るために、こういう法律が必要であるというお話でございましたが、御趣旨は私も同感でございますが、問題は、その民主主義が低いといふことを憂へられるといふことは、同時に民主化を抑制しなければならぬといふところ、御趣旨があらうと思ひます。こういう点で私は同感であります。そういたしますと、この民主主義を育てて行くために、少しでもよい方法をとることが一番我々としては望ましいのではないかと。例へばフランス、マインナスをして、フランスのほうが多ければ、若干のマインナスがあつても、それはフランスのほうが多いほうをとるべきじやないかと考へるのですけれども、只今のお話で、この民主主義は一日も早く、より高度のものにしたいといふ点になりますといふと、こうした消極的なものよりも、もつと積極的に民主主義を育成する方法をとるべきであるといふことに当然なつて来ようかと思ひます。そうすると、こういう一方を抑えて民主主義が立ち上つて来ることを待つよりも、言論の自由、集会、結社の自由といふものを與えて、その間に若干の危険や、マインナスがあつたとしても、より一層これを大らかにやつて行くように、萎縮せしめないような方法をとることのほうが私たちとしてはむしろ望ましいのではないかと考へるのですけれども、それらを比較考慮された上で、なお且つこのような方法、法案が必要であるとお考えに

でも、国家みずからは或る点まで暴力を持つてゐるということ、それを行使するということでありまゝ。警察、軍隊と申しますと、その目的はそういうふうにして暴力ではありませんが、併しそれ自身は無論物理的な暴力であります。

す。そうして不幸にもすべての場合に於いて国家がその警察力、軍隊を使用しないという事は決して言えないのであります。例えば先日メーデーにおける宮城広場、例えは早稲田大学における学生のなぐりつけ、あるいはその警察が出勤した場合であります。例えは満洲、特に柳條溝における事件、瀋陽橋における事件、あるいはその日本の軍隊が出勤した場合であります。こういう場合において反対側、即ち学生又は満洲側、中国側の軍隊のほうから暴力が起つたといつたとしても、それは或る点では、すべてではなくても、或る点ではどうしても止むを得ないことであり、正当防衛であるといふふうに言わなければならぬのであります。無論国家としてはこういうような誤まつた暴力の行使をできるだけ避くべきでありまして、それに基く国民の一部との衝突は特に避くべきであります。

その方法は然らばどうかと申しますと、申すまでもなく、平素からそれらの行動は如何なる條件の下に如何なる場合に行使し得べきかといふことを十分に国民にも納得させておく必要があると思ひます。そうしてこれを納得させる方法は言論以外にはないと思ひます。即ち警官の場合、市民の場合、軍隊の場合、それらを別々に十分な訓練をしておくことが必要であります。そうしてその訓練の教育自体の中には無論暴力というものが入つていなければ、その教育もできませんし、その行動の指針も作ることはできないのであります。こういう意味において我々は常に日本の悪い政治の悪い面を指摘することを、特に警察や軍隊のイ

デオロギーや行動のその間違つた点を指摘するといふことが必要でありまして、即ち国家それ自身の暴力に對しては言論のみが正しい道を教えるものであります。然るにこの破防法は一切の内乱の正当性、必要性を主張する文書を書くことは勿論、これを所持しておつても皆処罰されるということになつております。言葉はええまといふと、一切の革命的な、若しくは現在の制度を改革するやうな言論はこれを罰するといふことになる危険が相當に大きいのであります。こういうことは全く無茶なことであると思ひます。誰でも知つております通り、クリストでも、モハメットでも、孟子でも、いやしくも人類の本當の正しい理論を教えたといふ人は、その教えの中に必ず革命思想を持つておるのであります。そうして革命には止むを得ない場合、万止むを得ない場合は暴力を使つても、それも又止むを得ないといふことを明らかに書いておるのであります。これは決して彼らが暴力をほめるものではありません。暴力を主張するものではありません。併し暴力は止むを得ないことがあるといふのは、これは人間社会の自然の有様でありまして、誠に残念ではあります。如來ともしいがたいところであります。その限りにおきましては暴力は正当であるという議論も、必ずしも間違つておらず、人類の誤るる思想であるといふことは言えないと思ひます。若し一切の社会の進歩、或いはどんな暴力を興えられても国民はすべて黙つていなければならぬといふことは、暴力を以て、或いは権力を以て絶対的に強いられますならば、人間は恐らくは絶対的な無抵抗主義に陥るしか

ないのであります。それは人間自身の否定であらうと思ひます。こういう意味において如何なる言論に對しても、たとえ政府は内乱の正当性をそのうちに含んでおるといふやうな、或いはそういう危険な文書でありまして、それがいやしくも思想である限りにおいては、そうして思想として暴力それ自体を主張しておきまして、そのこと自体、その思想を持つた文書自体を人に頒布したりすることを絶対に禁ずるといふことは頗る危険であります。特にそれを書いた人を刑罰に処するといふやうなことは国家の非常に慎重にやらなければならぬことであつて、つまりそれを広く許すといふことは、現在国家の現存権力を揺動に導くものであると考へます。

第二は、政治上の主義は主義として、議論として争うべきものであるといふことでありまして、特定の犯罪を直ちにその主義に由來するごとく強いる、若しくはそういう事実を簡単に作り上げることは危険であります。申すまでもなく人間は政治的動物ではあります。併し人間は経済的動物にも文化的にも動物であります。それよりも何よりも生活をせねばならぬ動物であります。彼らが、人間がいろいろの犯罪を犯し、汽車を壊し、電車を壊し、或いは強盗をする、或いは放火をするといふやうな、そういう過るべき罪惡をするこの動機如何と申します。ならば、今言つたやうな人間それ自身の存在の事情によりまして極めて複雑であります。それより、そういう犯罪を犯した者があつたために、それを他の原因に求めずして、それを政治上の動機にのみ帰着せしめるといふこと、そし

てその政治上の動機に基いたという理由を以てそれを特に重く罰するといふやうなことは、恐らくは人間の判断力以外、判断力を超越する実に危険な裁判の方法であらうと思ひます。即ちそれは思想のために罪を作るといふことになるであらうと思ひます。例えは労働者がストライキをしたときに、群衆心理の上で止むを得ず電車の焼打ちをするといふことは好ましいことでは勿論ありませんが、起り得ることではあります。そのことを罰するのは無論よろしい、大いに罰しなければならぬ。併しながら不幸にしてその男が共産党のパンフレットをポケットに入れたといふといたします。この場合、この労働者が反対の事実を証明し得なかつたならば、彼はこの破防法によつて普通のやうな犯罪人よりは重く処罰せられる危険が十分にあります。そうして若し彼が一旦処罰を受けたとなれば、併しそのストライキを計画した労働組合の幹部は勿論のこと、組合の會議においてストライキを主張する演説をした人は、この法律の第三條第二項、又該當するのではないかと私は恐れるものであります。要するにこれは共産主義者は何をして、例えは子供を生んで産党のためにするものであるという誤まつた前提、その前提を法律的に正当化する法律のよりに思ふのであります。それに似た危険を持つておると思ひます。勿論私の右のような解釈に對しましては、政府は決してそんな濫用はしないと答へるであらうと思ひます。併しすべての政府及びその興党といふのは、反対の勢力が小さいほう

を希望するのであります。そうしてこの希望を実現するためには、国民が例えは共産党の暴力主義を危険視するといふ感情がある場合にはそれを利用する。政府反対の言論をなす者をあれは共産党だ、あれは共産主義者だといふのであります。そういう手が一番よい方法であります。現に今から百年前にすでに共産党宣言は次のごとく述べておるのであります。政府の反対党に對して、政府党から共産主義者と罵られなかつたものがどこにあるか。政府の反対党に對して、自分より少しも進歩的な反対党に對して、又はより反動的な政敵に對して共産主義の烙印を押し付け、悪口を投げなかつたものはどこにあるかと、こういうふうによつておるのであります。これは世界どこでも、政治をするものは悪口を言う場合には、国民の秩序破壊に對する反対感情を利用するといふのが一番普通の政治の途であるといふことであります。諸君は昭和六年から昭和十四、五年におきまして、日本の進歩的な自由主義批評家がすべて共産主義者として治安維持法に引つかけられたといふ事実を御承知であります。又昭和十七、八年から二十年にかけて、すべて平和工作に熱心であつた天皇様の側近者その他の人々が、あれは共産主義者であるとして憲兵に引張られたといふ事実をも御承知であらうと思ひます。この破防法は治安維持法よりも規定は面倒であります。併しそれだけより多くこれが濫用される危険は多いものと考えなければならぬのであります。

第三に、この法律は内乱、騒擾その他の団体行動を鎮圧するといふ政治的

目的を持つておることは申すまでもありません。それを端的に申しますという、共産党彈圧法であると言つていいと思います。私は日本の共産党には賛成ではありません。特にその暴力革命の主義には絶対に反対であります。併し日本の政府の今の共産党対策は間違つたところがないかどうか。殊に進駐軍のそれが大いなる間違いでなかつたかどうかにつきましては、国民として大いに考へるべき余地があると思います。と申しますのは、共産党を大いに非法化したということ、彼らを地下に追込んだということ、そのことが果して正しい政策であつたかどうかということは今我々の真剣に考へなければならぬ問題であります。戦後の共産党政策、対策なるものを見ますというと、共産党自身のほうの政策を見ますという、彼らは最初は愛せられる共産党たらんとしたのであります。次はブルジョア進歩主義者と共に日本を担当しようとしたのであります。そうして今はどうかと申しますと、一面においてははその暴力主義を強化したかのごとくに見るのであります。この三つの変化を考へて見ますというと、これはまさしく進駐軍の政策の反映であるということがわかります。その丁度反対であるということがわかるのであります。そも／＼共産主義が本来暴力主義であるというようなことは断じて嘘であります。共産党の政策はロシア革命の政策でありまして相手次第、或いは協力主義となり、或いは平和主義となるものであります。その点で私は世界に非常に誤解があると思いますが、併しアメリカほどそれを誤解している国はないと思うのであります。アメリカ

○理事(伊藤修君) この際大内先生に各自五分以内で御質疑をお願いいたします。

いうものについて現在の規定が十分であるかどうかということを詳しくは論じ得ませんが、全くこれを自由にするといいのではなくして、適當な方法があると思うのでありますが、そのために重く人を罰するというようなことはなくいいという考えであります。

○吉田法晴君 それから、その点はまあ議論はやめまして、四点の内乱、騒擾等の規定が時代遅れに或いはなつておるかも知れんから云々というお話では、刑罰法規、今の刑法なら刑法について考へるべきじゃないか、こういう御議論であつたと……。

○公述人(大内兵衛君)　　そうでありま
す。刑法の内乱罪、騒擾罪その他につ
いては時代遅れではないかという考
え、従つて刑法を変えるか、若しくは
別にいたしまして、刑法的見地におい
て変えるべきである。

○吉田法晴君　それからそれに関連しましてですが、要約せられます前にお話しになりました国際的な考え方或いは政治的態度の関連性であります。国際的な、或いはアメリカからソ連その他の対します考え方が、この法律案の中にもその精神が入つておるのでないか、こういう御議論であつたかと思ふのであります。私どもも法案のできます最初のいきさつと申します。団体等規正令から或いは破壊活動防止法案の最初の原案ができて来たのじやないか、こういう感じがしておるのであります。その結果が国際的にも米ソ並立し得るかどうか、或いはこれは武力的な態度で片付けなければ片付かないかどうか、こういう問題と、それから国内的にも共產主義に對しす問題

が、或いは民主主義的に併存というこ
とも言い得るかも知れんと思います
が、これは繋がりがあると、こうい
う感じがいたすのでありますが、そう
いう意味の御趣旨でございましたか
いまいしようか。その辺もう少し承
わりたいと思います。

○公連人(大内兵衛君) 大体せういう含みであります。今の米ノ対立における考えにつきましても、必ず強権的に力を強めるということのみに考えるのは国内的にも非常に危険でないかという考えであります。

○羽仁五郎君　大内先生に二点伺いた
と思いますが、今お述べ下さつたこと
で大体その点についての御意見を伺う
ことができると思うのでありますが、
一つは破壊暴力的活動というものの原
因には、お述べになりました中にも、

あるのですが、国民が生活するために十分の措置をして、而も破壊活動が起る場合にはそれは取締らなければならぬというように政府から説明を我々へはしばしば聞いておるのであります。が、先生が學者として御覧になると、

現在の政府、現在の政府與黨の政策において今日行なっている以上の国民生活保障ということが學問上可能であらうかというふうに御覽になつていきますか、これ以上は無理かも知れないといふうふうに御覽になつていきますか。その第一、第二は、特に先生が現在法政大学の最高責任者としておられますので、この法律案がこのまま通過して行く場合には、大學教育というようなものに特にどういう影響があるというふうにお考えになつておられますか。その点について先ほどの御説明をいま少し

し詳細にして頂ければ有難いと思ひます。

○公述人(大内兵衛) 第一の点につ
きましては、やはり日本を合理的に、
平和的に進めさせるには、国民の生
活程度を上げることが非常に必要
であると思うのみならず、それはほ
かの費用を節約いたしますならば、そ
うして主力をその点に注ぎますなら
ば、日本の今の経済力を以てしても十

分にまだ生活水準を上げることが可能であると考えております。それで破壊的思想なるものが一般に大きくなるのは、やはり大体においては生活問題の困難さに比例いたしますので、それらの点につきましては、今の点をよくす

るといふことのほうか精力を強ふことといふことよりは有利であらうといふ者えであります。それから第二の点は、日本の言論界は、先日その学術会議におきまして、この法律が非常に危険である、それに対して学者は大いに憂慮するといふことを非常に多数を以て可

○理事（伊藤修君）「どうも有難うござい
ました。これは日本の大学の
上のほうの年のいつた教授を主体とす
るものでありますから、大体そういろ
うなことが日本の学者全体の意思であらう
かと私は想像いたします。

次には日本弁護士連合会代表といたしまして、島田武夫君。
○公述人(島田武夫君) 日本弁護士連合会人権擁護委員会は、三月二十八日に暴力主義的破壊活動防止法案の立法

に反対する決議を行いました。反対の理由はいろいろでありました。かような法律は必要がないという説もありましたし、又立法は必要であるが法案自

意見があつたのであります。併し結論におきましては採用される虞れがあるからこの立法には反対するということとに一致いたしましたのであります。そこでこの一々の説をここで御紹介するのは煩に堪えないのでありまして、大体この線に沿ひまして私個人の意見を申述べたいと考えておるので、さう御了承を賜わりたいのであります。

各所に頻発し、更に裁判所に対してさえ暴力の矛を向ける不安極まりなき情勢がかもし出されていることは御存じの通りであります。これを取締るといふことにつきましては、我々は何ら異言することにつきまじります。手不我成は現

在我が国におけるいわゆる「暴力主義的破壊活動」なるものが革命を目的とする一定の組織の下に構成されておるものであるかどうかということについては多く知らないであります。暴力的な団体には労働者の団体があり、又類

鮮人の団体があり、学生の団体があり、出版印刷の団体もあると思うのでありますが、これらの不穩団体がどんな綱領、目的の下にどんな組織で結合し、どんな方法で破壊活動を企てようとしておるのか、具体的な事実について

て我々は甚だ知識が乏しいのであります。我々の知っていることは、その時代の新聞の報道によつて個々の暴力的活動を知る程度で、その間の脈絡や或いは組織や目標等について正確な事実を知つていないのであります。若し暴力的な政策、活動の目標や組織が明らかになれば、

なれば、それに対する對抗の手段も考へられないのでありましようが、それがわからないために対抗策についてあまり多く考へる余地がないのであります。

今問題になっている破壊活動防止法案は、右のような暴力的破壊活動に対する一つの方法として立案されたものであります。果してこのような罰則や処分を以てせねばならないのであるかどうか。破壊活動の実情がわからなければ、法案に対する具体的な批判ができません。今まで政府側からなされた破壊活動防止法案の概要や、破壊活動防止法案に対する説明

は抽象的な説明でまぎれて、具体的な
説明ではないと思っております。議会
の皆さん方は或いは具体的に御存じか
もしれませんが、一般の国民はその具
体的になるものを知らない者が多いと思
うのであります。調査がおびき出され
て暴行を受けたとか或いは殺されたと

か或いは火災びんが税務署に投げられたといふ事實は頻々と報道されますが、それが果して一定の思想団体の首脳部と如何なる関係があるかということについては、未だ曾て詳しく報道されたものを見ないのであります。この

程度で破壊活動防止法案の必要性和その限度を決することはむづかしい。我々にとりましてはむづかしいのであります。政府はすべからず暴力的破壊活動の白書を発表して、若しこの法案を運そうとするならば、

〔理事伊藤修君退席、委員長斎席〕
かく／＼の危険の状態にあるということ
とを広く知らしめる必要があるのでは
ないかと思っております。
そこで破壊活動防止法案と題する法
案について、これ以上具体的な問題に
ついて独れませんが、主として法律

的、司法的な立場から見れば私の意見を申上げたと思うのであります。法案全体を一瞥したところによりますと、全体に欠点が多いから反対するという説

その内容は、大體刑法的な條文と行政処分のなものとに分れるといふことである。この行政的な部分、即ち公安調査庁や公安審査委員会に關する規定は、往時の治安維持法時代の特高警察を想起せしめるものでありまして、國民に陰鬱な感情を考ふるやうであります。ややもすると、人權蹂躪を公認する法律になるのではないかと、この種の行政処分は檢察官に與へて、檢察官は公安審査をきめて、公安審査をしてこの種の行政処分を行はしめては如何であらうかと思ふであります。そして、直ちに裁判所に對して異議の申立てができるようにしておけば、この法案の要求を賄ひ得るのではないかと考ふるのであります。現在地方警察と國家警察とが對立してしばしば問題になつてゐるといふことでもあります。そのほか公安調査庁、公安審査委員会といふものを設ける時には、檢察官及び裁判所を加へて破壊活動防止のために五つの機關が關與することに、機構が極めて複雑で、果して迅速に円滑にその運用ができるか否か甚だ疑問であると思ふのであります。これを單純にして強力な機關に取締りを委ねるということにするほうが適切であると思ふのであります。

次に刑事的な規定であります。この法案の目的とするところは暴力主義的破壊活動防止といふのであります。その意味が明らかであります。このことは本法案のために誠に惜しむべきことと思ふのであります。この法案は暴力主義的破壊活動の意義を第三條に掲げております。それによると第一は刑法、内亂罪の行為及びその教唆、從犯、煽動、第二は政治活動をするため、放火、殺人、強盜等の行為及び予備、陰謀、教唆、煽動であるとしております。ところがこの表現方法では、暴力主義的破壊活動の意味が十分に汲み取れないのであります。第一に内亂罪であります。内亂罪の定義は旧憲法におきましては國家の政治的基礎組織を破壊すること、例へば政府を顛覆し又は邦土を併呑することであるといふ説明がされて、これが通説になつております。新憲法の下におきましても内亂が國家の政治的基礎組織を破壊することであるといふこの根本觀念は変わらないと思ふのであります。併し新憲法の下における國家の政治的基礎組織は、旧憲法の下におけるそれとは變つて來たのであります。新憲法の下において何をその基礎組織とするかは必ずしも今日のところ明らかでないであります。新憲法の下において、例へば第一、天皇制を否定することは朝憲案の目的になるかどうか。これはまだ判例に明らかになされておらずに思ふのであります。これも兩論が對立することと思ふのであります。第二に、再軍備を主張する人を今日相対我々は見受けるのであります。再軍備を主張して暴動を起したときには内亂であるかどうかが、新憲法は戦争放棄、永久平和を國家の基礎組織の一つとしておるのである。最も懸るべき國家組織の特徴としておるのであります。従つてこれを否定することは朝憲案の目的になるかどうか。これはまだ判例に明らかになされておらずに思ふのであります。このことについて又判例を何にもないのであります。

ただ疑問として私は考へておるのであります。又第三に、刑法七十七條は政府の転覆を朝憲案の一例としておりますが、この点について旧憲法時代の判例によりまして、内閣總理大臣初めあまたの閣僚を暗殺したものは内亂罪ではない。つまり閣僚を殺す場合には承継内閣ができませんが、内閣制度そのものを破壊するのでなければ朝憲案といふのではない、かように判例が説明したておるのであります。このことが新憲法の下においても依然承継されるか否か、これも一つの疑問であります。國會制度を否認するのは朝憲案の目的であります。裁判所を否認するのはどうか。最近裁判所に対して暴力的な不穩行動を行つた者が増加しておりますが、これを朝憲案と見れば内亂罪となる。そうでなければ騒擾罪になります。その判断もなかなかにむづかしいことと思ふのであります。旧憲法の天皇主權が新憲法の國民主權に代り、國家組織の大綱も異なつて來たのであるから、朝憲の意味も自然變化して來たことは言ひまでもないのであります。然るに新憲法下においてはまだ内亂罪といふものが起つておらずに新しい判例も出ていないのであります。かような次第で本法案が破壊活動の内容として内亂罪を挙げただけで、破壊活動の意義が判然しないのであります。それは内亂罪そのものの内容が今日の狀態では未確定であるからであります。朝憲案といふ言葉は感じないたしましては簡略で語意に蘊蓄があるいい言葉であります。その内容を正確に表わす言葉とは受けとれないのであります。その解釈は結局裁判例を待たねばならないのであります。

その判例がまだないのであります。朝憲案をどんなふうに解釈するかによつて、教唆、煽動、幫助、その意味がおのづから異なつて來ることは言ひを待たないのであります。

第二にこの法案第三條第二号に破壊活動の内容として「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するため」行つたあまたの刑法的犯罪を挙げておりますが、その未遂罪を挙げていないのはどういふわけであるか、ちよつと合点がいかないのであります。又その中に傷害罪、逮捕監禁罪或いは住居侵入罪といふようなものが、相當重要な犯罪と思ふのであります。これが、これも掲げていない。これはまあ末節なこととして暫くおき、法案の言うところの「政治上の主義若しくは施策」といふのはどういふことを意味するのであるか、その意味がよくわからぬのであります。「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對する」といふのは一種の政治活動であらうと思ふのであります。最高裁判所は公職追放令違反事件の判決として、政治上の活動について昭和二十四年に判決をしたことがあります。この二十四年の判決が日本で政治活動についてなされた最初の判決であります。これによりまして「政治上の活動」とは原則として政府、地方公共団体、政黨、その他の政治団体又は公職にある者の政治上の主義、綱領、施策又は活動の企図決定に參與し、これを推進し、支持し、若しくはこれに反對し、或いは公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反對し、或いは日本國と諸外國との關係に關し論議すること等によつて現実の政治に影響を與

えると認められるような行動をする」とを言つて解釋するを相當とする」と、かように判決しておるのであります。

この法案の「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對する」といふのは政治上の活動を言うのであるか、若し、そうであればこれは今述べた最高裁判所の判例と同趣旨に解すべきものであらうかどうか。同じ趣旨とすれば、例へば市町村會議員の選挙のときに、選挙のことで喧嘩をして相手を殺したり、怪我をさせたといふときには本法で罰せられることになるであらうか。法律規定に使用される文句といふものはその法律の立法目的からいふべきから特異の意味を持つてゐるから、破法における政治活動とはおのづから異なつた解釈が生れるものと思ひますが、その解釈がわからないのであります。従つてその予備、陰謀、教唆、煽動の解釈が判然しないといふことに相成るのであります。

第三條の一項口は内亂の予備、陰謀の教唆、煽動、幫助を取締つております。併し予備の教唆は予備行為とみられるのではなからうかと思ふのであります。煽動と教唆、幫助の區別は判然しないのであります。この口の狙ひはその後段に書いてあるところの文書の印刷、頒布、所持を取締るために書かれておると思ふのであります。併しかようにに広汎に亘つて教唆、煽動、幫助を取締るときには、例へば大学その他學校で歴史や經濟の講義をし、新聞や雜誌に政治的な論評を書くときにも本條に觸れるものとして檢査される危險がないであらうか、このことは同條第二

号の予備、陰謀、教唆、扇動について同様であります。ここに扇動という文字は御存じのように刑法上にはその文字がない。その意味がいろいろあります。第一に相手かたに犯意がある場合、相手かたに犯意のない場合、行為者の側に相手かたに犯意を生ぜしめる意思のある場合、ない場合が考えられるのであります。その境界を明確にしておく必要があると思つてあります。

第三條の一項二号の「イ」からリまでに規定する行為の「イ」からリ陰謀、教唆又はせん動をなすこと」を取締つておられますが、これに奇異に關するのはいからりまでの行為の未遂を取締つていないこととあります。予備や陰謀まで罰するのなら未遂は不問に付するといふことはどういふわけであるか。私のちよつと見たところでは書いてないより見えたのであります。

最後に第三條の第二項には「この法律で「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。」とあります。醫師会、弁護士会、その他いわゆる二人以上の共同体は悉く破防法の「団体」であるといふことになり、かように広汎にわたる団体を取締る必要があるものであらうか。或る特殊の団体だけを取締るだけで事足りるのではなからうかと思はれるのであります。で今まで述べて來ましたように、暴力主義的破壊活動の意義は不明瞭なもので、これを曲解したり、或いは擴張解釈される虞れが十分にあるのであります。そして法律上は非常にむずかしい概念であります。これを調査するのはだれ

がやるかといふと、第一に公安調査庁の調査官がやることになつております。このむずかしい法律問題を調査官は判断できるであらうか。これは非常に私疑問に思ふのであります。かような問題は先ず最高裁判所が判決で以つてその意義を明らかにしなければ本當は法律的な意義が明確にならぬのであります。それを調査庁の調査官がこれを自分の考えで検査する、或いは取締りに乗り出すといふことは甚だ危険に感ずるのであります。調査庁の調査官の判断と審査委員会の意見が食い違つた場合にはどうするのであるか、又審査委員会の判断と検察庁の意見が食い違つたときにはどうするのであるか、こ

ういふふうにはどうするのであるか、この法律が仮に成立したとしても、その運用は甚だむずかしいものがあると思ふのであります。私は現今の社会情勢に鑑みて暴力的な破壊活動を取締らうとする政府の意のあるところは認めるのであります。併し今回国会に提出されてゐる、いわゆる破防法案は暴力主義的破壊活動の意義が漠然として捕提しがた、この法案が成立してもこれを運用する場合にはあまたの疑義が生じ、その運用には極めて困難であることが予想されるのであります。で、この法案に規定する犯罪行為は目的犯で思想犯であります。即ち一定の行為を取締るというよりも、一定の思想を表現する行為を取締るという趣旨であると思ふのであります。この思想がどんな思想であるかを法文の上で明らかにしておけば、取締りの範圍が限定されて一般人に危惧の念を起さないで済

むと思ふのであります。然るに本法案は真にどんな思想を取締るのであるか明らかにしてないために、徒らに國民に恐怖心を注ぐ結果になつてゐるやうに思はれます。どんな目的でどんな行為をするのが破壊活動であるか、こ

ういふふうにはどうするのであるか、この法律が仮に成立したとしても、その運用は甚だむずかしいものがあると思ふのであります。私は現今の社会情勢に鑑みて暴力的な破壊活動を取締らうとする政府の意のあるところは認めるのであります。併し今回国会に提出されてゐる、いわゆる破防法案は暴力主義的破壊活動の意義が漠然として捕提しがた、この法案が成立してもこれを運用する場合にはあまたの疑義が生じ、その運用には極めて困難であることが予想されるのであります。で、この法案に規定する犯罪行為は目的犯で思想犯であります。即ち一定の行為を取締るというよりも、一定の思想を表現する行為を取締るという趣旨であると思ふのであります。この思想がどんな思想であるかを法文の上で明らかにしておけば、取締りの範圍が限定されて一般人に危惧の念を起さないで済

むと思ふのであります。然るに本法案は真にどんな思想を取締るのであるか明らかにしてないために、徒らに國民に恐怖心を注ぐ結果になつてゐるやうに思はれます。どんな目的でどんな行為をするのが破壊活動であるか、こ

ういふふうにはどうするのであるか、この法律が仮に成立したとしても、その運用は甚だむずかしいものがあると思ふのであります。私は現今の社会情勢に鑑みて暴力的な破壊活動を取締らうとする政府の意のあるところは認めるのであります。併し今回国会に提出されてゐる、いわゆる破防法案は暴力主義的破壊活動の意義が漠然として捕提しがた、この法案が成立してもこれを運用する場合にはあまたの疑義が生じ、その運用には極めて困難であることが予想されるのであります。で、この法案に規定する犯罪行為は目的犯で思想犯であります。即ち一定の行為を取締るというよりも、一定の思想を表現する行為を取締るという趣旨であると思ふのであります。この思想がどんな思想であるかを法文の上で明らかにしておけば、取締りの範圍が限定されて一般人に危惧の念を起さないで済

對し。」といふこの「政治上」の問題であります。委員において質疑をしまして参りました際に説明書にはございせん、この内容と申しますか、政府の考えを特務局のほうで述べてくれたのであります。それをあとで資料でもらいたいと言つたところが、政治資金規正法の逐條解説の中の文句を私の、手許にくれたのであります。今公述を頂いておられます中に、追放令の解釈を、こ

ういふ別目的の目的を持つた法律の場合に追放令の場合の概念をそのまま持つて來ることは危険じゃないか、こ

ういふ別目的の目的を持つた法律の場合に追放令の場合の概念をそのまま持つて來ることは危険じゃないか、こ

いは独裁主義云々といふことになる。それはや朝憲素乱といふこととこれはどういふ工合に違ふのか、こ

ういふ別目的の目的を持つた法律の場合に追放令の場合の概念をそのまま持つて來ることは危険じゃないか、こ

ういふ別目的の目的を持つた法律の場合に追放令の場合の概念をそのまま持つて來ることは危険じゃないか、こ

本筋でない。ですから私は只今質問に
なりました事柄、定義もあながちそれ
が不当だと申上げる勇気がないのであ
ります。併しそれかといつてそれが不
当なものである、こういうことは申上
げることではないのであります。こ
れは何びともこれはできないものと考
えます。それから次は何ですか。
○吉田法晴君 朝憲素乱とか、共産主
義とか、独裁主義とかといったものは
重複する面があるはせんかというので
す。

○公述人(島田武夫君) 朝憲素乱とい
うことは国家組織の機構を否認する、
攻撃するといふのでありますから、そ
れは要するに憲法によつてきまること
であつて、憲法に規定する国家組織を
破壊するといふ目的であれば朝憲素
乱、大体抽象的にはそうなります。然
らば裁判所を否定すればどうか、て
会を否定すればどうか、天皇制を否
定すればどうか、軍備を主張するの
はどうか、こういうことになりまし
と、それはなるようにあるし、なら
んようにあるし、どうもこれは、結
局これも裁判所で判決によつてきまる
よりほかに途はないと思ひます。如何
に政府委員のかたが説明されてもこれ
はただ一個人の意見にすぎないのであ
つて、裁判所の判決に対してはこれは
無力であります。こういうわけで私は
これは不明瞭だと申上げたわけであり
ます。

○吉田法晴君 その点をお尋ねしてお
るのじやなくて、実は朝憲素乱という
なかにお挙げになつた項目が一応考え
られる。そうすると政治上の主義とい
う中に政府が説明しておるなかに、資
本主義、社会主義、共産主義、或い議

会主義、独裁主義、無政府主義、国際
主義、民族自決主義、こういうものが
入ると、こう考えるなら、例えばこの
主義のなかに国の基本組織に關連す
る考え方が入つております。例えば国
家の組織、国家のあり方について
云々という考え方が入つておると思
ひます。そうするとこれは論理的に裁判
できまる云々という問題でなくして、
論理として、朝憲素乱といふものと政
府の言ひ主義のなかに重なるて来る
ものが出来て来るのではないかと
とが論理上考えられるが、それに関連
して一応御意見を承わりたいと思ひま
す。

○公述人(島田武夫君) これは御質問
の趣旨御尤もであります。資本主
義とか、或いは共産主義とか、民主主
義とか、そういう主義を主張するとい
うだけではこれは国家組織に直接
に何の関係はないと思はれるのです
が、これを現実には国家組織に結びつ
て議會制度を否認するといふことにま
で行けば朝憲素乱でありましようが、
そうでなしに主義、主張、この主義を
通すためにやつた主義の実現の結果
は、或いは国家が破壊する、否定され
るといふことになるかも知れません
が、ただ主義としてそれを主張する
といふだけでは必ずしもそれは朝憲素
乱でないじやないかと、こう思ひます
が。

○吉田法晴君 勿論三條の一号には内
乱といふことで朝憲素乱とか、それを
目的とする暴動とか、こういうことが
あります。それから二號のほうでは
「政治上の主義、施策を推進し、」云々
といふことで、例えば政府の言ひよう
なものが政治上の主義だとしてますな

ら、主義に基いた実際の行動は騒擾罪
だ、そうすると騒擾罪、内乱と、こ
ういふことがありますが、その点はこ
れはあとから判断する場合に、それが騒
擾であるか、内乱であるか、それが目
的にかかつて来ると思ひますが、そう
するとその目的が政府の説明ではつ
きりしないのではないかと。ただ朝憲素
乱といふこと政治上的主義といふこと
とはどれだけ違ふかといふ問題が起つ
て来るのではないかと、その辺について
御意見を承わります。

○公述人(島田武夫君) 例えば共産主
義を実現して独裁政治を布こう、こ
ういふ目的で現在の政府、国家の組織を
否認する、攻撃するといふのでありま
したら、これは明らかに朝憲素乱であ
らうと思ひますが、そうでなしに、
ただ現実の国家制度に關係のない主
義、主張だけで、そうして騒擾、暴動
を起した、或いは放火をやつたとい
うのであれば、大体二號のほうへ入ると
思ひますが、併しなからその区別とい
うものは非常に微妙でありまして、こ
れはちよつと具体的問題についてで
ないとお答えがでせんし、又實際問題
が起つた場合に、これは一號か、二號
かといふことについては相當の疑問の
余地があることで、非常に争ひになる
ところだと考えるのであります。

○吉田法晴君 それからもう一つお伺
いたします。そうすると先ほど例え
ば再軍備問題、その他新憲法による基
本的組織といふ点が判例にもない。或
いはそういう事実もなかつたし、はつ
きりしておらん、こういう趣旨はわか
るのであります。或いは新憲法の下
で何が基本的組織であるかといふこと
もこれもはつきりしない、はつきりし

ないといふ点を承われば、それより以
上の質問は困難になるわけでありまし
けれども、事実天皇制の問題のごとき
も多少委員会が政府側と或いは天皇制
といふ問題は新憲法の下にないじやな
いか、こういう議論もいたしました。
再軍備問題、或いは平和主義と申しま
すか、そういう点も問題になること
と思ひます。それから或いは国
民の基本的人権に關連いたします第三
章なら第三章、或いは裁判に關連いた
しまして行政裁判なら行政裁判につ
いても裁判所にやらせるといふ建前、
こゝういふものも或いは基本的組織とし
ては論理的には考え得るのじやない
か、こゝういふ問題が起ると思ひので
ありますが、まだたくさんあるかも知
れませんが、大体まあその辺は疑
問として御提出になつたという程度で
ございませうか。

○公述人(島田武夫君) そうです。私
は疑問として申上げました。
○羽仁五郎君 御意見の結論は、そ
ういふふうな事件が起り、そうしてそ
れによつて判例が生じた、然る後に成文
法といふものが立派にできるものであ
つて、明治時代以来日本ではそういう事
実、或いはそういう判例といふものも
なしに盛んに成文法をいきなりこしら
えて、それでその世の中を治めて行
くといふ考え方がこゝにも現れてい
る。もう少しいろいろな事実が起つて
来るのを……こゝういふ事実が起るの
はなか／＼大変でしょうけれども、それ
でもじつとして判例が確立し、然る後
に成文法を作れ、こゝういふ御意見なん
でしようか。

○公述人(島田武夫君) 順序から言
いますと、法律がなければ判決ができな
いわけでありまして、大体立法をする
場合には、多くの場合には慣習とか、
或いは條理とかいふものが一般に存在
しておつて、それを成文法化するとい
うのが、これは立法の建前ではないか
と思ひます。それでこの破壊
活動防止法案、これは一部には破壊活
動を国民がいやがり、不安に感じ、取
締りになることは一般に認めておるか
とも思ひますが、これをどういふ
うに処罰するかといふことについては
先例も何もなければ、出し抜けて
こゝに持つて来て作るといふことは、
これはちよつと現実飛躍の感がある
のではないかと私は考へる。刑事訴訟
法及びこれに關連する法律によつて犯
罪者を取締り処罰する慣習的なものは
日本ではもうすでに確立されておると
言つてよろしいと思ひますが、これ
になぞらえたものであればともかく
も、そうでなしに全く新しいものを
出し抜けて持つて来る。これが果して
円満に運用できるかどうかといふこと
について少なからず危惧を持つてい
る。又一般国民としましてはそういう
扱いが仮に認められても、新らしいも
のに対しては危険視するのが人情であ
ります。この点が如何なるものかと私は
考へて申上げたわけでありまして。

○委員(小野義夫君) 次は日本労働
組合総評議会事務局長代理堀谷信雄君
の御意見を拜聴します。
○公述人(堀谷信雄君) 只今御紹介を
頂きまして堀谷信雄であります。総
評といたしましてはすでに代表も他に
出て公述をいたしております。私は本
日再び機会を得まして総評の大綱方針
に關つて私個人の見解を若干申述べ

たいと存じます。

申上げるまでもなく私も民主的な労働組合をいたしましては、本法に言うような概念とは、多少その概念は厳格になると思ひますけれども、いわゆる社会通念上、破壊活動、暴力主義的破壊活動といふものに対しては、現にこれを自主的に労働組合運動の立場において排除を願つて参つておられますことは皆さんすでに御承知の通りでございます。そういう意味での考え方はいたしまして、当然これは又日本国憲法もこのような行動を容認いたしておるとは存じておりません。併しながら憲法上のこの種の行動が許されないといふこと、そのために直ちに本法のごとき法律が合憲的であるといふことは、これは別個の問題であると思ふのであります。従ひましてこういう意味でのような法案といふものは新しい憲法の下においては許さるべきものではないであらう、当然又この意味からいいますと、いわゆる日本国憲法の民主性といふものを蹂躪する危険性がある、民主主義を正殺する危険性があるという意味で、我が国の民主化と日本の健全なる労働運動の発展といふことを阻害する危険性が極めて大きいのみならず、現行法においても必ずしも取締れないものではないと解釈されますので、そういう意味から総評は先般来これの撤回を求めましていわゆる闘争と称するものを運動として展開しておりますは御承知の通りでございます。

私は主として労働運動といふものと極めて近い関係を有するやうな問題を拾ひまして若干申上げたいと存ずるのであります。その一つは調査庁の調

査活動に関連する問題であります。この法案と共に調査庁の設置法、或いは審査委員会の設置法も共に付託されてあるわけでございますが、いわゆる破壊活動といふものは、本法によればこれは当然犯罪になる。勿論行政上の認定ではありますけれども、司法上においても犯罪になる危険性は多分にあるものと考えられる。従つて行政上この種の行為が行政処分として取られた後において初めて更に将来再びこういう行為を繰返す危険性があるという意味で、規制の対象になるということかいたしましてならば、このような状態の下においては当然いわれる私は検察庁の強制捜査の活動といふものが開始されるものだと思うのであります。更にそういう活動と突は恐らくその面においては併行いたしまして、この特審局が横断りをいたしました調査庁といふものの活動が行われて行くといふことにならうと思ふのです。公安調査庁の設置法案第三條には「破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求等に関する国の行政事務を一般的に遂行する責任を負う行政機関とする」と書いてございまして、そういったと書いて全国的に網を張りまして大なる調査機能であります。この機能がいわゆる犯罪捜査の機能と共に併行して存置されるということになるのであります。私ども調査いたしました資料によりますと、いわゆる公安局といふものは八つ、地方公安調査局が四十二、これだけ大なる機能がござつて参るわけでありまして、こういう調査活動といふものは本来ならば、外国の民主国においては多くそうだろうと思ふのであります。裁判の結果を待たずして

行政上の処分といふものをこの種のものについて行ふといふことは余り聞いておられないのであります。従つてそういう機構上の立場から言ひますならば、司法機関の活動の結果に待つてもこれは決して処分がでないといふものはない。私どもはそういう具体的問題の生ずる場合はもとよりでありまして、更にいわれる一般調査活動といふものに對して多大の危険性持たざるを得ないのであります。そのことは説明書の中にもあるものであります。本村総裁は、破壊行為をやつたことなる労働組合に對しては規制の対象には勿論ならない。これに對する調査もおのづから限界があるというお言葉で、これを表明いたしてゐるのであります。当然この種の機関は一般の労働組合に對して、又労働組合に對して相当全国的に張られた網のごとき目を通じた調査活動がなされるものと考えるのであります。法現の解釈の立場から言ひますならば、いわゆる当然執行ができると言つておられます。併し行ができれば、又徹底的な調査も出て来るわけでありまして、こういう調査活動といふものが相當に労働組合の運動といふものに對して影響を與えることは申上げるまでもないと思ふのであります。私ども最近二、三年來今日のやうな現行法の下におきましても、警察の官憲の諸君が組合に頻りに出入りいたしてゐるのを体験いたしてゐるのであります。十分に委員会等を開くことができないやうにさへ頻りに出入りいたしてゐるのであります。況してや労働組合が一つの行動を、例えば闘争といふやうな形で起して行きます場合には、極めて密接に頻りに入つて

参りまして、いつの間にか資料を抜き出して行くといふやうなことも、往々にしてありがちなことなものであります。こういうときにこの種の法的な基礎を與えるといふことになりまして、労働組合はその活動極めて退却的なになり、萎縮沈滞をせざるを得ないといふことは誠に理の当然であらうと考えるのであります。一般の調査活動において然り、勿論又或る問題があり、それは全く関係のない組合において、その種の意味の調査活動といふものが猛烈に行われて来るという危険性がある。私どもは先般労働省で労働大臣との会談及び本村総裁との会談の席上において、いわゆる先般も前の公述人から御説明がございました正常の主義若しくは施策を推進するといふことを、これを読み替へたらどういふことになるのか、例えば現在の私どもの立場から言つて憲法と稱するもの、こういう憲法を撤回するといふ立場で闘争を進めるといふことが、この言葉を裏返して読むと、この我々の闘争に當て嵌まつて来ることになるのだが、これはそれでいいのかと念を押した際に、表現上は確かにその通りだといふことを答えておるのであります。私どもは表現上そういうことに該当して参るといふことになりまして、この法案全体に盛り込まれた極めて権利の濫用をしやうい法現の建前からいまして、今後の労働運動、端的に申しまして今の法案闘争といふものは極めて困難であらうといふことを心配いたしておるのであります。勿論今日総評は、いわゆるストライキといふ形を以てこの撤回闘争を展開いたし、更に労働法をも兼ね合せまして、来るべき機会において第三

波のストライキを組織しよう。こういう状況にあるのであります。私どもは約一年に亘つてあらゆる方法を通じて民主的な言論活動を通じ、ときには又集会若しくは示威等の種々な方法を通じて、政府與党に對しては最善の誠意を以て善処方を要望して参つたつもりであります。併しながらこういう要望に對しては何らの、私共の考え方がいたし得る誠意を持つておられないのであります。組合の立場から言ひますならば、むしろ政府の責任においてストライキにまで追込んでいくという状態でありまして、私どもはストライキを通じてこの法案をとことんまで撤回するに努めて参ります。こういう立場をとつてゐるのではありません。あくまでも政府に抗議し警告し、世論に對する注意を最後の伝家の宝刀を抜くことを通じて促してゐるつもりであります。世論を喚起し、世論の正しき指導によつて政治の正しい方向付けをいたそうがために、国会の論議にいたしたとしても大いに傾聴をいたし、その輿達をいたす意味におきましてストライキを行なつておるのであります。どうか労働組合はそういう立場において今日この法案に對しては遺憾ながら最悪の事態においてストライキの方法を通じて注意を喚起しなければならぬという状態にあることを御了解願ひたいと思ふのであります。

その次に最近皆さんも御承知の通り、いわゆる労働関係といふものは必ずしも安定いたしてありません。一般的に申しますならば二十四年度におけるドッジ・ライン下の組合が極めて下向傾向を見せる前後から資本の攻勢

は極めてきびしいものがございます。最近の争議は端的に申しますと簡単に片附いておらないのでありまして、争議の形勢も勢い大規模にならざるを得ないという状況であります。昨年度における三越の争議は皆さんもよく御存じであろうと思ひます。又先般宇部室素の争議の問題についても多少は御了解になつて頂けるかと思ひますが、三越の争議事件を通じて見られます、あの官憲の圧力というものは尋常ならざるものがあると思ひます。これは法廷において争つた最終的な決定は勿論出ておりませんけれども、労働組合の正常な活動と我々は考へておる。そういう行動に對して、場合によつては道路交通取締規則の違反の疑いがある。或いは威力営業妨害罪に該当する疑いがあるという立場で検察庁を初めとして警視庁は一種の声明に似たもので出して、大きな圧力を加へて参つたのであります。勿論今日民主的な労働組合と申しましても、共産主義政党が合法の政党として憲法上保障されております限りにおきましては、労働組合員の中には若干の共産主義者がおることはこれは止むを得ないことであらうと思ひております。若しこれらの法案が成立した場合においては、若干のその種の人がおるからと言つて、そうして純粹な労働組合の争議というものがこゝういふ問題を一つの要素としつつ大きく規模が組まれて展開しました場合に於いて、私はこの事態に對するこの法案の悪用というものは誠に恐ろしいものがあると思ひます。我々は三越争議のもとにおいて多くの苦い経験を嘗ておりますが、更に宇部室素

素の争議においても操業事件等を通じて民主的な労働組合、宇部室素をして主體的な立場の労働組合は、何らその行為には関與しておらないのであります。が、やはり相當の挑撥をかけたのであります。こういう争議が最近経営者側の必ずしも善処がないために大規模争議になつて行くという状態にあるのであります。この法案は勢いこの種の争議に對して力を背景として彈圧を加へて来る危険性というものは極めて濃厚であるというものを指摘しなければならぬと思ひます。

更に調査の問題と集会、示威運動等に関連する問題であります。第三條の第一項第二号のりにこれは特に私も注意をせざるを得ないのであります。が、(檢察若しくは警察の職務を行ひ、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者)に對し、凶器又は違物を持ち、多衆共同してなす刑法第九十五條(公務執行妨害、職務強要)に規定する行為、この行為は集團或いは示威集会等において私どもがしばしば具体的に体験をして参つておる事柄に関連する事項であると思ひてあります。その前に調査に関連するものといつたしましては、調査の責任者が集会、例へば大会に向つて調査官の立場から会合の調査をせよという要求に乗込んで来る危険性は多分にあるのであります。この法案が通れば當然その権限があると見なければならぬ。これは當然私は現在破防法等に對する労働関係の反動的な立場から言ひ

まして、その簡単に調査官に易々諾々としてお入り下さいということになるかならないか、もとより我々は民主的に成立いたしました法律に對しては十分に尊重する立場ではありますけれども、感情の高まるころ、私は必ずしも保がたいものがあるものであります。今日公務執行妨害に関連する問題といつたしましては、集会や示威等において警察官の袖に擦れ違つたとか或いは手を持つたとか持たれたとか或いはそこから、しばしば我々の経験をしておるところであり、日常茶飯事にむしろ起る行動であるときさへ考えられるのであります。集会、示威等においてはそのように考えられておると思ひます。であります。この種の行動において極めて大きな権限がこの法案を楯として毅然としてでき上つて参るのであります。これは今日のようデモや集会等の状態ではなからうと存じます。この法案を背景として強権を以て常に行き過ぎた行動に出易い彼らの立場が作られられる可能性があると心配いたします。ここでは檢察若しくは警察の職務を行ひ若しくは更に調査に従事する者等となつておりますが、これらのかたが最もその対象になる危険性がある。勿論凶器又は、刷つたものは毒物となつておりますが、を携へたとなつておりますが、皆さうも御承知のように労働組合は旗竿を持つておる。旗竿の頭には金属物の着いたものを稱してこれは凶器であると認定したことさへあるものであります。バズーカ砲は武器でないと云うかも知れませんが、どういふものを凶器であると保証する私どもは政府を頂戴いた

しておるのであります。誠に私は本條の適用から申しまして決して安心のなる條文であるとは考えられないのであります。次に団体について規定でございます。これは三條の二項に規定されてございまして、極めて簡単であります。このような表現を以て団体を規制されました場合には、恐らくあらゆる団体、その辺の同窓会まで入ることになると思ひますが、労働組合の立場においては各種の機関があるのであります。これは日本の労働組合の場合には極めて複雑な形をとつておるのであります。その上下の組織或いは横の機関の連絡形態というものが、この団体というものの概念規定の如何によりましては全く無関係なところまで影響力をこの法案によつて及ぼして来るということは決してできないことではないと考へるのであります。この種の法案によつて団体を規制され、そうして上部団体若しくは下部団体が非常な迷惑を蒙るという危険性は多分にあるものと考へるのであります。団体等の規制につきましても十分にこれを掘下げて規定をしなければならぬものと考へるのであります。私はそのためにこの種の、各條に亘つて多少の説明をいたしておりますけれども、條文を修正すればよろしいという立場で申上げておるのではございませう。これらの法案についてはかくのごとき労働組合運動の健全なる発展を阻害するものであるという立場において申上げておるのであります。私も先般労働省でこの種の会合を木村法務總裁及び労働大臣と持ちました際にも濫用の危険があるということについての

かなりの押問答がございまして、政府は閣議決定を更に修正いたしました。第二條に二項という規定を挿入いたして参りました。これで安心できるだらうというところでございまして、併しなからこの第一條並びに第一條の一項、二項を通じて感ぜられますものは正しくこれは單なる宣言規定であり注意規定であり揭示規定にしか過ぎない。これに對する具体的な裏付け、保障とするという規定は何にもないのであります。勿論警察官と、いわゆる権限ある諸君が故意にこの種の行動をとつた場合におきましては當然職權濫用罪は適用されると思ひますが、職務の遂行過程において殆んど多くが行過ぎとして起きておることは皆さんが東大事件等を通じて如実に御承知のことと存ずるのであります。従ひまして單にこの法規が作り上げられたから、特にこの二項において調査活動等において労働組合を對象として規定はされておるにせうけれども、これを以て労働組合の運動に對して何らの支障を來すものではないという總裁の言明は遺憾ながら私ども了承することは困難なのであります。こゝういたして参りますと、一連の法規に對しては労働組合運動の立場からいたしまして極めてその健全なる発達を阻害し、日本の民主化を低下せしめ若しくは抹殺させる危険性があるものと断じなければならぬと思ひます。ありまして、若し大正十五年の五十議會における若槻首相が本案の説明をするとするならば、恐らく木村總裁と同じ言葉を以て我々を納得せしめるための大馬の勇をとられると思ひます。併しなから若槻首相がなんぼ安心せよと連記録にまで残してくれま

しても、この憲法を土台といたしまして、この憲法を頂点としつつ積み重ねられまして、その幾多の憲法、そうしてその法律の上に積み重ねられまして近代日本の汚辱史というものは、私は誠に戦慄すべきものがあると思ふのであります。今日新しい憲法の下においては法律を以てこの種の法律を作るという事は、違憲の疑いが極めて濃厚であるときに、敢えてこの法案を多数を以て押し切らんとする。そうしてあまた国民の反対意見を無視しつつ押し切らんとする政府の態度に對しましては、私は甚だ遺憾に堪えないと思ふのであります。我々はこのような意味合いにおきまして、日本の民主化の一大支柱でありますところの民主的労働組合の健全なる発展を阻害するといふこの種の法案は、すべからず皆さの御協力によつて擯り潰して貰ふなければならぬ、こういうことを總評の立場において、意見として公述いたしましたのであります。

○委員長(小野義夫君) 塩谷君に対する質疑を許します。

○吉田法晴君 公述人は總評として可能な民主的な方法、言論或いは集会、その他の方法でもつて政府の反省を求め、こういう努力をして来たけれども、聞かれないで、最悪の事態になつたといふので、問題になりました。わゆる政府の改正態度と申しますか、その点について第二條第二項の挿入の点には、お話になりましたそのほかに、或いは労働者の代表は審査委員会に一人あります、いくらでありますか入る。なおその他の点もあつたわけでありまして、述べられました第二條第二項以外の点について、従来のいきさ

つと、それからこれについての總評の解釈と申しますか、態度と申しますか、その点を一つ述べて頂きたい。

○公述人(塩谷信雄君) 実はかなり状況に亘つて總評の見解は見解としてまとめさせていただきます。昨日だと思ひますが、長谷部法務部長が公述をいたしましたかと考えておりました、本日私は詳細な資料は持つて参りません。總評という立場で発言をするということになります、その点は一つ御容赦を願ひたいと思ひます。

○吉田法晴君 詳細な点を願ひしておるのではなくて、例えば三点政府のほうから話がありました。その一点の第二條第二項の点は、先ほどお触れになりましたので、その他の労働者代表の云々の点、それから労働者代表かと思ふのであります、これはついで政府側では、労働組合の言ひ分は十分に聞いて来たのだから、こういうことは態度説明であらうと思ふのです。労働の点については、閣議で木村法務總裁が言はつて入らなかつた、こういうことではあります、この問題になりました点だけについてお述べを頂きたい、こういうことです。

○公述人(塩谷信雄君) それでは簡単に申上げたいと思ひますが、四つばかり政府側は修正をするという態度で参つておるのであります、私共はこういう修正態度に對して意見を表明するという態度はとつておりませんけれども、内部的に検討をいたしました考え方としては、大体次の通りであります。つまり第二條第二項に挿入をいたしました組合の調査活動に対する規定でございますが、具体的裏付けを持た

ないこのような宣言規定によつて濫用の危険は取除かれてはいない。而もその正当性の判断は取締り当局に任せられておる、こういう考え方で反対でございます。更に第一條、第四條、第六條等に、特に団体の行動というところを入れて来ておるのであります、個人の行為と団体の意思決定との関係は、實際上区別は極めて困難であり、治安維持法の廃止とか前例のない本法の適用については、これらの修正だけではその実効を期待することはできない。第三点に第二十四條の第三項の挿入、これは裁判の迅速処理をうたつたものであります、裁判の迅速処理を行うことは当然に過ぎることであり、公安審査委員会によつて破壊活動として行われた行政処分停止請求が、行政訴訟特例法第十條但し書に代るであろうことは十分に予想される。これは行政訴訟特例法による総理大臣の異議申立によりまして、処分の執行の停止ができないといふことを諷つたものでございまして、又本條のごとき禁止規定によつてその実効を期待せられないことは刑罰法、その他の法令中の同種規定の運用状況においてすでに明白である。第二十七條の削除、これは規定の内容をちよつと覚えておりませんが、削除は一步改善であるが、削除されても刑罰法の運用によつて殆んど目的を達成せられたから、實際は尻抜けである。確かに調査官に關連する問題であつたと思ひます。以上の政府の修正に對して、總評、労働者等が反対である、こういうことを決定いたしましたのであります。

○羽仁五郎君 お述べ下さつたのを拜聴しております、非常に容易ならぬ

いことだと思つたことが一つありますので、その点について今御説明が願ひますか、或いは後に書類などによつて教えて頂きたいと思ふのであります。言葉の中にあります、現在の特審局が横にりしたようなものができるわけなので、勿論いろいろな点で違いますが、非常によく似ておりますから、それはどういふふうな活動をするものかといふことを我々がいろいろ想像する場合に、今までの特審局がどういふことをやつたのかといふ事実を、學術的な事実を得たいと思ふのであります。で、今お話の中に労働組合の平生の活動に絶えず取締りの官憲が出入してゐた。そのために場合によつては委員会などの開催も困難であつたといふことをお述べになつておりました、これらは確実な証拠によつて立証なさることができる事実であるのでし

ようか、如何ですか。

それから挑撥のことについてお話がございまして、これについても確実な証拠によつてお示し頂くことができないのであるかどうか。若しそれらの事実で、確実な証拠で立証して頂けるものがございしましたら、今お話しして下さいますか、或いは後に文書によつて教えて頂きたいと思ふのであります、如何でしょうか。

それからもう一つ伺つておきたいのは、この法案の第三條の二項といふのは、どういふ団体といふものがあるのか、いふ団体といふものが非常に広汎に規定してあるために、無関係のところへまで取締りが及ぶのではないかといふことのお話でございまして、その点についても何か

の頭に一層よく入るのじやないか、どういふ場合にどういふふうなところへまで行くかといふことが御説明願ひすれば幸いだと思いますのであります、以上二点について御意見を伺ひたいと思ひます。

○公述人(塩谷信雄君) 一括して一つあとで書面でお出ししたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) じやこの程度で、これで……

次に国鉄労働中央執行委員、星加要君にお願いいたします。

○公述人(星加要君) 私が国鉄の労働の中央執行委員星加でございます。只今より破壊活動防止法関係の問題につきまして所見を述べます。論旨はつきりさせますために、最初に結論を申上げておきますが、私は破壊活動防止法案に反対をするものであります。この立場からどういふ理由で国鉄労働組合並びに労働組合連動全統として、反対の立場を取るものであらうか、特に私の立場を申上げてみたいと思ひます。

私は破壊活動の防止といふことは、究極において輿論がこれを防止すべきであると思ひます。で、民主主義は実にこういうものでなくてはならない。で、輿論によつて破壊活動が防止されないといふ点につきましては、我が国の民主化の程度が未だ不十分なものがある、そういう輿論が活発に沸き上るという施策が最も必要であると思ひます。今日の輿論を見てみますと、破壊活動防止法案そのものに對する反対の輿論が沸き上つておりまして、破壊活動そのものに對する反対の輿論といふものは余り沸き上つていない。ここが特徴であると思ひ

おります。併しながらこの輿論は非常に抽象的であり、又は漠然としておるかも知れません。又皆さん方のように法律上の専門であり、又は技術的な面を十分に持つておられるかたからすれば、輿論の理解が不十分であると思われるような点も多々あるかと思われ、けれどもこの輿論というものはやはり問題の本質は掴んでおると考えます。従いまして国民の民主的な代表者としての皆さん方は、この輿論の動向を察知して、この問題に、破防法案の取扱いに善処されることが、最も正しい民主主義的な政治であり、今日の政治が国民に支持される基になると考える次第であります。この輿論が破壊活動防止法案に対して反対をしておる主な理由と思われるもので、私の信念を以て申上げてみるならば、破防法の必要は、共産主義の破壊行動を取締る必要があるからだと言われております。若しそうであるとするならば、若しその確信があるとするならば、共産主義活動取締法と銘を打つて堂々と提案されるべきであると考えます。そうしたならば、あらゆる曖昧な問題も解消され、私は考えます。従いましてそういふふうになりましたならば、私は五〇〇の賛成をしたいと考える。なぜ五〇〇かと言いますと、この民主的な基礎が我が国にできていない、輿論というものが十分破壊活動というものが十分防止されそうにないと思われ、不安の半分でもあります。で、あとの半分は私は資本主義活動取締法というもので制度をいたしまして、(笑聲)この両案を並べてやりましたら、一〇〇の支持をしたいと考えておる次第であります。(笑聲)

要するに私はこの法案が根本的な致命傷であるところのあいまいさを持つておるので、それを一つ明確にして行く必要があるという点を強調するわけでありまして、それはほかの民主的な団体や、政界の陣中に響かないといふようなこともはつきりいたします。且つ共産主義の破壊活動に対する批判というものが、こういう法案の可否を論ずることによつて、若し真剣に論ぜられる場合は、共産党が日本の再建に当つて如何なる役割を果たすかについて国民の批判も十分に行われるので、共産党そのものにとりまして、貴重な反省にならうかと思ふ次第であります。

もう一つは、私は日本人の立場において、歴史的な変遷を経て昔のことを振り返つて見た場合に、今これが正しいと思われるようなことも、或いは馬鹿々々しいことであつたといふふうにも、時の経過を経て審判をして見る場合に、人類の歴史というものは必ずしも成功をしておつたのみは言えない事実があります。太平洋戦争以来今日値かな期間において考え直して見ても、このことを証明するものは多々あるかと思ふのでありますが、かかる意味合いにおいて、犠牲者をより少くして行くという方法を考えることが、やはり日本人の幸福であらうと考えます。従いまして、この法案が作り出す雰囲気その他等を考えた場合に、必要以上の犠牲者を又積み重ねて行つて、あとから馬鹿々々しいことであつたといふような考えで胸を嘔むといふようなことのないようにしたいと考える次第であります。

するといふ権力を持ち、又は解散を命ずるといふような権限を持つております。併しながらそれで破壊活動をしたと認定をした団体の活動を制限する。或る期間制限をする。又それに解散を命ずる。こういう措置を施すことによつて我が国を破壊活動から守り得るものであらうかという点を考えます。場合に、私はこれは守れないと考える。この法案の所期の目的を私は達するものではないと考えます。で、或る人は確信罪といふものには今日の刑法といふものも何ら意味をなさない、効果を挙げないといふことを言うております。実にその通りである。覚悟をして或る行為をやる人間については、今日の刑法さえも無視して行われておるのであります。で、破壊活動が共産主義団体を意味しておる以上、これを対象としておる以上、やはり彼らはその確信を持つてやつておると見なければなりません。然らば、その活動を制限し、又はこれに解散を命じて見ても、それでそういつた行為なり、信念なりといふものが停止されるとは私は考えない。むしろこれは非法法の活動に追いやりまして、そこから犠牲者が繰出して来るという結果になるのではなからうかと考えます。従いまして、これらの單なる方法手段といふものを無理に強行する必要はなからうと考えておる次第であります。今日破壊活動が散見される。又破壊活動の行動が散見されるものもあります。今日労働組合運動の中に、共産主義者でなくとも共産主義的考えに同調する者が多い。民主的労働組合運動と言いつたら、一般国民からこれを見て見る場合に、民主的労働組合運動と、そうでない極左

的な労働組合運動との間にどれだけの差があるのかというように、まあ不思議がられるような点も多々あるかと思ふ。又労働組合運動の内部に立入つてこれを見るならば、民主的な労働組合の幹部が如何に説得にこれ努めて見ても、共産主義的運動といふものが非常に勢力を占めやすいという現状にあります。これは労働組合運動に限つたものではない。自由労働者の行動においても、或いは市井の中小企業等の税金闘争といふような問題において見ましても、こういう世相といふものが非常に力を持つておると考えられるのであります。で、私どもの経験からして毎月の給料袋を見て、税金を見る場合に、若しくは地方税その他がかつて来る場合に、取付く島がない。これならいふそやらかといふような気持ちに我々といふどもならざるを得ないといふような現象が、この破壊活動を国民の輿論を以て防止しない原因を作つておるのではなからうか。で、メーデーその他の行動等に対しては、もつと国民的輿論が立上つて然るべきであると考えておる次第であります。

次に、今日、日本が民主国家として再建されつつある。とにかく我々日本が民主主義の国になつたといふことを言いますけれども、それは各方面において具体的な事実があるものと思ひます。併しながらその中で日本が民主主義国家であると言ひ得る唯一の証拠といふか、まあ一つの大きい証拠といふものは、労働組合運動が活潑に展開されるようになったといふことが、私は日本の民主主義を象徴しておるものではないかと思ふ。若しこれを取去るようになつたら、これはもう日本が民

主主義国家であるといふことを言ひ得ないのではないかと思います。で、労働組合運動は、国民の中から見るならば、さほどの部門を占めておるものではないかも知らん。或いは国会等からこれを見るならば、大した権限のある団体でないかも知らん。併しながら国民生活の基礎をなすものであり、国民生活の安定を双肩に担つておる重要なものであります。それが制約を受け、或いはこれが政府の強権的な考え方から、若しくは資本家的な考え方から労働組合運動を成るべく一つ制限をした。これから来るところの圧力等を軽減したいといふような考えをこの破壊活動防止法案に便乗をさせまして、そうして組合運動といふものが将来極左的に流れるようなことになつたり、若しくは民主的な労働組合運動が衰亡するといふようなことになりまして、我が国の民主国家として再建する方途がここで絶たれると断言して差支えないと考えるのであります。国鉄労働組合は、只今公共企業体労働関係法というものによつて規定されておりますから、明確に罷業権という権限を持つておりません。併しながら組合の要求を貫徹いたしますために、我々の闘争手段は困難を極めます。時に、これは罷業権がないにもかかわらず、その罷業権を或いは行使したのではないかと見られるような、すれ／＼の線を行くときもまだなきにしもあらずであると思ひます。こういう問題がとき／＼起り得ると考えられるのであります。又私鉄等をも含めまして、こうした公共事業或いは国鉄等の労働組合運動が要求を貫徹するためにとりました行動といふものが、やはり交通に影響を持

つて参ります。交通に影響を持つて参る場合には、第三條の一項二号、これの二或いは水の適用という点、これが、或いは広汎に解釈された場合に適用されないとは保しがたいことも考えられるのであります。この際政治的主張云々のこともあります。けれども私も民主的労働組合運動におきまして、政治的な主義主張というものを取り去るわけには参りません。やはり社会改革に対するところの熱意を抱いており、そして政治的な見解、信條というものをやはり披瀝する機会も多い。今日までずっとそういうふうによつて来たのであります。従いましでは、一般的に政治的の云々ということでは、それは常に持つておるのであります。それらとの結びつきを以てしまして或る行動が起り、その行動によつて我々は第三條一項二号の二、ホ等の適用の対象を受けることが多いと思つてあります。又一般に第四條におきましては、デモ、集会、機關誌紙に対するところの關係が載つております。これらもデモ、集会、機關誌紙に対するところの制限と私はなり得ると考へる。こういうものが組合運動を規制し、制限いたしまして、そして組合運動の衰退と私はなるであろう。それは当然組合運動が余り盛んにならなことを望む人が多いからであります。ここにこういう危険が非常に多い。労働組合運動を特に守る意味合い、それが即ち民主主義を守るのであります。日本の国を守るのだ、これが破壊活動防止するゆゑである、かように考へて参りまして、一応これらの條文がこういう点で根本的な修正を見ることを望みます。又それらの修正

というものが不可能であるならば、連かにこれらのものについて思い切つて撤回をされるということが機宜を得た処置ではなからうか。我々は独立をして今日まで来ました。併し独立するや直ちにこういう法案を以て我々の前途に暗い影を投げる必要はないと考へる。民主的な訓練を経て、そして我々が立派な民主国家を作り上げる努力をなす今後続けて行くという時期にあるのではないかと。私は一応ここではこの法案のあいまい性、そのあいまい性を拂拭し、破壊活動を真に防止するために注意をしなければならんと思はれる点を申上げた次第でございます。○委員長(小野義夫君) 星加君に対する御質疑を許します。御意見のおありの方は……別に御発言もなければ、星加君に対する質疑はないと認めて御異議ございせんか。

○委員(小野義夫君) 御異議ないことを認めます。有難うございました。次は、早稲田大学法学部教授、戒能通孝君にお願い申し上げます。

○公進人(戒能通孝君) 私はこの法案を見まして大変恐ろしいという感じを持つております。普通の文明国でありまして、演説や文書で内乱を起せなどという人がときどきございますけれども、それが予備、陰謀という段階に達しなければ誰も笑つて見ていた状態でございます。ところがこの法案によりまして、そうした冷静な神経がなくなりまして、ピラ一枚、演説一つでも何だか危ないというふうな情勢が迫つておるといふことを現わしているのではありません。もつとはつきり申しますと、日本の現在はいかにも革命的内乱

の前夜であるといふことを証明するやうな法案になつておると思ふのであります。若し仮にこの法案が必要であるといふこと、そして又この法案によらなければ日本の現在の状況すらも維持して行けないといふことが、明白且つ現実に証明できるやうな状態でございましてならば、これに伴つて人権の保障をするなんてことは勿論矛盾でございます。全然それはできない相談であることは当然であると思ふのであります。政府と革命軍との間に生じるか死ぬかの闘争があるときに、とばかりがほかの人に及ぶことは言ひまでもございせん。現にこの法案がでない現在におきましてすら、多くの人が如何に怖がつてゐるかといふことは、これは参考のために頂きまして破壊活動防止法案についての声明に關する日本學術會議第十二回總會速記録の中に、或る提案に対して記名投票がいかに無記名投票がいかにという問題が起りましたときに、この四十二頁に出ておりますが、そういう問題が起りましたときに、伴さんといふかたが、自然科学のかたであります。が、こう述べていらつしやいます。私は記名して頂かないほうを好むのです。それは、記名されると何だか警察手帳に名前を書かれたやうな感じがするのであります。それだけかなわなのです。幾ら私の名前が警察手帳に書かれてもいいのであります。が、何かのときに、曾つてこれ／＼のことがあつたといふので、それを持つて何かのときにやつて来る、これが氣に食わな。ですからむしろ警察手帳に書くよりなことはやめて頂いたほうがいい。とまで言つていらつしやるほどであり

ます。これほど世の中の人たちが、この法案が出てゐるといふことだけによりましてすでに神経を使つてゐるのではないかと思ふのであります。従つてこの法案が若しそうした客觀的情勢を前にして行われることになりまして、憲法無視も先ず必然的な現象ではないかと考えられます。併し若し仮にそうした現実の状況がない、又それだけの証明ができないといふことになつて参りますと、この法案の中には、少くとも憲法の規定に顧みましておかしと思はれる点が数点ございします。先ず第一点は、法案の第四條によりましますと、集会、機關誌紙の禁止條項が置かれております。これは憲法の言ひに該當いたしまして、明らかに憲法第二十一條第二項に違反してゐると信ぜられるのであります。元來検閲と言ひますと、出版物の發行前に行政機關が閱覽することのよゝに思はれておりますけれども、第四條は、それをもつと擴げまして、どんな性質の集會が行われるか、どんな性質の印刷物ができるかわからないけれども、併し予防的に一定の期間制限するといふこととでございます。で、つまり事前にそのことを抑制するといふこととでございます。これは狭義の検閲よりも遙かに広い、換言すれば行政機關にとりまして好ましくないといふ傾向があることを理由にするところの差止め行為でありまして、検閲以上の検閲ではなからうかといふ感じがいたすのでございします。現にアメリカの判例法によりまして、一九三一年のニール対ミネソタという事件がございします。その当時の連邦最高裁判所長官は、ヒューズ判事が裁

判官全員一致の意見といたしまして、「特定の條件の下に新聞紙その他の定期刊行物の停刊を命じ得るものとしたところのミネソタ州の法律は違憲である」といふことを述べてゐるのであります。そしてその理由の中で「何事によらず或る態度の濫用は不可避である。併しさればとて、新聞をして盡かに成長させるには、下らぬ下枝を少しだけ残して置いたほうが、それを切拂ふことによつて果實を成らさぬやうにするにまさると考へるの、各州の慣例である。新聞は幾らか權利の濫用によつてしみを付けられたにせよ、世界をして禍根と圧制に対する理性とヒューマニテイの勝利に進ませたものである」といふに述べております。この判例が大体現在アメリカの判例法になつてゐるやうに存するのであります。そしてその後集會及び新聞に關する判例の詳細が本年の五月二十二日付の新聞協會報に、最高裁判所調査官の河原順一郎氏も書かれてあります。河原さんの御意見も私と同意見でございます。第四條の集會、それから機關誌紙の停刊といふこと、これは憲法違反ではないかといふこととでございます。こんなわけでございますからして、一九五〇年にできましたアメリカの国内安全保障法、いわゆるマツカラソ法の中におきまして「特定団体の出版物たることを特に記入せよ」といふ文字があるわけでありまして、つまりマツカラソ法は、別に出版を禁止してゐるわけではございませんので、特定の団体については特定の団体の出版物たる旨を記入せよといふ條文がございしますが、この記入せよといふ條文自身

うかといふことにつきまして相当争いがあるわけなんではないかと。これはまだ判決になつておりませんので、うちに転ぶかわかりませんけれども、違憲論も相当有力であるといふことができるものであります。マツカラン法におきましてはいわゆる集会の禁止といふふうな現象は起つておりません。これが先ず第一に憲法との関連について考えられる点でございます。

第二番目に、役職員の職権剝奪が認められております。これは団体に關する干渉を意味するのではないかと。従つてこのような立法的先例が作られることになりまふといふと、人に対する檢閲といふ、檢閲以上の檢閲制度が行われる可能性を持つて来るわけでありまふ。のみならず、こうした団体に對する外部の干渉が認められて参ります。今まで政府が採用して来たところの労働組合政策といふふうなものも根本的に崩れて行く可能性がございます。労働組合關係の問題につきまして今回注目されるものは、新聞社と新聞社内の労働組合でございます。そして昭和二十三年の三月十六日付の日本新聞協會はこの間の聲明を出しまして、「新聞の編集権は、外部なると内部なるとを問はずあらゆるものに對して守られねばならない。このいふふうに述べているわけだ。これが言論の自由の本旨であるといふふうに言つてゐるわけだ。あります。この新聞協會の聲明は、恐らく日本政府も多分支持してゐた聲明じやないかと感じられるのであります。ところが今になりまして突如として新聞社を含む多くの団体から役職員の排除を命ずるといふ規定を置くようになつて参ります。これは單に結社

の自由とか言論の自由とかだけでなく、私有財産權の行使につきましても或る種の障害を及ぼして来るのではなかつたかと疑われるのであります。又この破壊活動防止法のような規定が置かれるようになつて参ります。今まで生産管理を禁止してゐたあらゆる政策、それから又この新聞労働組合が経営権、編集権に關與することを禁止してゐたあらゆる政策といふものも基本的には崩れるのではないと思はれるのであります。ですから、外部から干渉することを認めるといふことをここで、つきりさせるのであります。や、はつてこの法案が成立することによつて、從來新聞協會の出したところの聲明は否認されなければならぬ。或いは又昭和二十五年十一月十五日の最高裁判所判決によりまふと、生産管理は違法であるといふふうに考へておられます。これも又今後はやめたといふことを聲明しなければならぬのではないかと思はれます。ですからして、この外部からの干渉による役職員の排除といふ規定は、これは日本の今までの労働政策とは相當に食い違つたものが現れて来るといふふうに私は感じております。私自身としては、生産管理の問題については多少の意見はございませう。併しこれが客観的事実であるといふふうに感ずるのであります。

第三番目の問題は、これは言うまでもなく団体の解散といふのでございませう。団体の解散に至つては、勿論結社の自由といふものに對して非常に大きな制限になり、干渉になり、そして又自由の無視となつて参ります。従つて憲法第二十一條第一項の規定とどう關連するかといふことは、これは非常に

重要な問題じやないかと信ずるのであります。のみならず、この団体解散政策といふものが果して政策として聰明であるかどうか、利巧であるかどうかといふことになりまふと、これも非常に大きな問題があると思つてゐます。言ひ換へれば、政府が現在、ビラ一枚、演説一つで革命的内乱が起るかも知れないといふふうな神經過敏になつてゐる状態におきまして、或る団体を解散しました場合、そしてそれを地下活動に追い込んだといふ場合、どんな結果が出て来るかといふことは、これは想像するにも恐ろしい状態になるのではないと思ひます。被解散団体は、政府に對して無條件降伏してしまふは勿論問題でございます。併し無條件降伏をしなれば、政府が地下活動を恐れるの余り、誰にどんな迷惑をかけるか、これは全くわからないといふことになつて来ると思つてゐます。疑惑を受けない人でありましても、警察費は徒らにたくさん負担せしめられ、それから自己の身体、財産の安全保障に關する警察側のサービスを受ける機会を失ふことになつて参りまして、結局警察も政治犯のほうに熱中し、そして普通犯のほうが疎かになつてしまふといふような状態にならないといふことは言へないわけなのであります。こうしまして第三番目の少くとも解散の問題は、これは憲法の問題と同時に、政策として聰明であるかどうかといふことについても嚴密な御検討をお願いしたいと思つてゐます。

第四番目の憲法關係の問題は、団体規制手續に關するものでございませう。若しこの法案によりまして規制される

団体といふものの手続だけが法案として取上げられてゐるならば別でございませう。一定の事柄といふものは、これは行政処分の対象になるだけでなくて、刑罰の対象にまでもなるのであります。つまりこの法案によりまふといふと、行政処分の対象たる行為、刑罰の対象たる行為とが明らかに事実上ダブつてゐるわけでありませう。そうなりますといふと、實際上行政機關の認定が裁判に對して影響する効果といふものは極めて重大でありまして、公安審査委員會が特別裁判所化する虞は多大であると言わざるを得ないのであります。すでに昭和二十五年の九月九日付の福岡地方裁判所小倉支部の判決によりまふと、「アカハタ」停刊に關するマツカーサー書簡を援用するだけで次のようなことになつております。

「日本共産黨は憲法の基本的原理たる平和主義、民主主義の原則を蹂躪し、暴力と秩序の破壊を以てその思想を實現せんとしていることが明白な団体である。これは全く公知の事実である。」といふふうなところまで申してゐるわけでありませう。この判決とそれから政府の態度は非常に違つてゐること、これは申すまでもないことでありませう。共産黨が合法団体であることは、これは勿論占領下といへども容認されて来たところでありませう。裁判所が如何に行政機關の判断といふものによつて拘束されるものであるかを或る程度まで心理的に示してゐると思はれるのであります。でありますからして、昨年の一九五一年の一月頃のハーバート・ロー・レイニエーにハーバート大学のスザランド教授がマツカラン法について説明を書いておられます。その中

でも、「裁判官が行政機關の認定からなかつて精神的に獨立できるものではない。」といふことを強く指摘してゐることなのであります。然るにマツカラン法の第四條の(イ)といふものによりまふと、同法のいふゆる破壊活動団体、即ち共産主義団体の役員たることを以て刑事訴追の証拠として受入れなければならないといふ條項がございませう。ところが今度の破壊法におきましてはその條項もございませう。要するに行政機關の認定がかなり強く裁判所の有罪認定を支配する可能性が豊富じやないかと思はれるのであります。現に參議院で問題になつたことについて申し上げますと、昭和二十三年十月十七日に參議院の法務委員會が浦和某といふ者の実子殺し事件に關連いたしまして、浦和地方裁判所の判決について國政調査權を行使したことがございませう。ところがそれに対して翌二十四年の五月二十日付で最高裁判所から意見書が提出されてゐるわけでありませう。そして又、同月の二十五日最高裁判所の本間事務局長の名におきまして、「參議院に對する申入は侵害されつつある司法權の獨立を守る行為である。」と述べておられます。最高裁判所の意見では、裁判官といふものの心理状態は非常にデリケートである。外部からの意見に左右されることが極めて大きいからこの点特に注意してくれといふ要求だつたと記憶いたしておられます。こういふ状態におきましてこの破壊法が行政機關の認定といふもの、それから裁判所の刑罰の認定といふもの、この範圍を同一平面で蔽つて行くといふことになるのであります。浦和事件の性質は本法案と少し違ふ点がござい

ますが、この法案によりますと、公安審査委員会が罪となるべき事実の認定を行ふ結果になるのであります。かような結果になるのであれば、実質的に特別裁判所になる可能性は随分多い。若しそうなれば憲法第七十六條第二項に反するということに考えられる余地も出て参ります。

この法案におきまして以上のような憲法違反、若しくは少くとも憲法違反の疑いのある規定が置かれているにかかわらず、団体の規制、その手続及び罰則が非常にルーズにできてゐること、はすでに周知の通りであります。他の点につきましては、今までのかたがががずつと詳細に御指摘になりましたから、できるだけ省略いたしまして二、三の点だけを申上げてみたいと思ひます。

一つは、何ら実害がないにかかわらず、或る行為の扇動、教唆を罰するのは甚だしく不当ではないかという点でございます。殊に内乱につきましては、單に内乱自体の正当性若しくは必要性だけでなく、内乱の予備、陰謀、幫助の正当性又は必要性を主張した文書、図面の印刷、頒布、所持にるまで処罰いたしました、そうして且つそれが団体規制の決定の理由にされておるのであります。こうなりますと、いうと、通常の新聞紙、それから雑誌、著述出版というふうなものが果して自由でできるであろうか。自由な氣持からできるであろうかということが、これが問題になるかと思えるのであります。例えば或る新聞が公務員の汚職とか、選挙の買収とかというふうなものを報道したと仮定いたします。これも見よによれば、内乱の予備ぐらいやらなければ、そういう弊害は消

えないのだというふうに主張するのだ
というところ、こんなふうに解釈された

いという保障はございません。言い換えれば、どうも或る人は好ましくない人物である。その好ましくない人物が買収やそれから汚職なんかを執道しなひには、内乱の予備、陰謀の正当性を間接に明らかにしているのだからといふふうになる可能性だつてござります。つまり人によつて適用が違う。こういう結論になる眞理は十分にあるだろうと思えるのであります。併し自分とあつたとなつたといつたしまして、あと廻しになつたといつたのもあると廻しといふのはどこまでもある

と硬してゐるといふ大膽に過ぎないものであります。絶対に安全であるという保障はございません。言ひ換えれば、新聞、雑誌、著作というやうなもの、その中で仕事を継続するといふやうな状況にならないとも限らないのであります。これはこれだけで少くとも新聞の信用といふものに対する一般の評価を阻害せしめること極めて多大であります。いわんやこの法案のやうな形になつて参りますと、革命史を含むほかの

歴史といふやうなものを論ずること
それがむづかしくなつて行くことは言
うまでもございませぬ。又世の中に
は、革命の正当性、内乱の正当性を述
べた文書ぐらゐ幾らでも転がつてい
るわけでありませぬ。第十一世紀のお坊
さんたちの著作だつてそれでございま
す。それからアメリカの独立宣言、フ
ランス革命の文書、これら無数にござ
います。これらのものが我々の手に入
らないといふことになつて参ります
と、歴史の学問 研究といふやうなこ
とさへ困難になつて来る状態になるこ

とは十分に予想できないわけではない
と思えるのであります。

第二に、この法案の中で特にずいというふうに感ずるのは、これは先ほど塩谷さんから御指摘になつた第三條の第二項二号のりであります。その中には、この法律に基いて調査するものに対して公務執行妨害を行なつたら暴力主義的破壊活動であるというふうにしております。それから又扇動を行なつた場合においても、同じように破壊活動であるというふうにしてゐる規定がございます。そうなりますというところ、労働組合大会その他に、警官それから

ちをつまみ出せということをやうつかり言うこと、それと、その辺に棒などが置いてあることは、相当多くの場合に起る現象でありますから、それ自身で破壊活動的なということになるのであります。又追い出そうやという相談をすることも暴力主義的破壊活動であるという可能性も出て来るわけであります。そうしますというと、政府が仮に一、二名の警官の身体安全などは犠牲にするとか決心いたしましたして、その

警官なり、公安調査官なりをその集会に派遣いたしましたして調査行為を行わせ、そうして無理にも追い出され、それを口実に破壊活動としてその団体の解散を命ずる、又関係者を処罰する、逮捕するといふことができる虞れが十分あるのであります。而も今までの経験によりますというと、警官の警察その他の上司に対する報告が常に正確であつたというふうには必ずしも考えられないのでございます。現に私の勤めております早稲田大学におきまして、本年五月八日に起つた事件につきま

して、五月十五日付の毎日新聞に「早大事件を語る当事者座談会」というもの

のがございました。その中で田中警視總監が次のように発言しておられました。「今実力行使したら二警官の生命の保障はできないと言つた教授さえあられる」と、こゝいう発言をしておられます。それから警視庁側の文書によります。その教授の名前として佐々木教育学部長と灘口学生部長の、この二人の氏名が指定されていたわけです。私阿氏を存じ上げておりますが、佐々木さんはもう五十過ぎた文学博士の肩書を持つ国文学者であります。それから

ますが、併し大学の高級職員たるものであります。こういうような人たちが、警官に対して、今突力行使したらあなたがたの生命の保障ができないということを言うとは私には考えられないのでございます。で、学校の報告によりますと、これは恐らく何かの間違いで、若しくは妄想に過ぎなかつたものであらうというふうに述べております。併し警官が公安審理官の前でそんな妄想を述べたらそれが記録になるわけであります。勿論学校側にも同じ

でも、併しとにかくそれらの記録ができた、その記録に基いて公安審査委員会が或る判断をすることになるのでありますからして、これは実に危険の結果を予期しなければならぬように思えるのでございます。

それからもう一つ、本法案が、現在のこの法案が公安調査官に強制調査権を持たせないというふうになつてはおりますが、実質上強制調査に近いような形になることは、これは十分に予測

できるわけですが、例えばこの間の東大で取られたという警察手帳の

中で、数人の教授たちが身元調査等も
 されているわけでありませう。このか
 は皆私の友人であります。医学部の
 先生は知りませんが、ほかの人たちは
 友人でしただけでも、これは絶対に擁
 でなくるといふようなことはしつこ
 い、完全に保証できるかたゝばかり
 なのであります。その身元調査とい
 うようなものが行われていることが
 偶然にもはつきりして来たわけであ
 ります。で、幸いにして、私どもでござ
 いましたら、少しぐらい変なことを言

われても、身元調査の一つぐらいやら
れましても、これという痛手のある立
場ではございません。併しながら公認
員であるとか、或いは小、中学校の先
生であるとか、新聞社のかたというこ
とになつて参りますと、しよつちうそ
ういう人たちがやつて来て、上司に面
かつてものを聞くというような状態に
なつた場合に、果して自分の勤務先に
平靜に勤務しておれるであらうかとい
う問題が起つて参ります。で、この点
は、一般のかたへにも恐らく職業上

持つのではないかと思えるのでございます。又労働組合に対しまして、或る警察署長が、この法案を根拠にいたしまして、そうして女子労働組合の組合員を尾行させるというようなことが起る、その近所でその人の行状を聞かせるというようなことが起る、この場合、結婚の障害になる虞れがないかどうか、こういうような点を十分私どもとしては予測しなければならぬ気がいたしましたのであります。で、これらの点につきまして、勿論我々といいたしまし

ては、そういう不当な捜索を受ける、身元調査をされたような場合には、国家賠償法の規定によつて賠償を請求するといふことが理論的にはできるわけでございます。併しながら賠償請求の訴えを起すといふことになりまして、どうしても四、五万円、或いは十万円くらいの現金を用意しなければなりません。で、弁護士にお願ひいたしまして、まさか無料でお願ひすることはできません。で、これらの点には十分な資力を有さなければなりません。そしてやはり判決があるのは数年先ぐらゐであらうといふうちに予測せられるわけでありまして、そのなると結局泣き寝入りになつてしまふといふことが多いだらうと、信ぜられるのであります。

以上の点の結論をいたしまして、私は一九二一年のギットル事件と呼ぶ判決が行われた後に、アメリカの最も偉大な裁判官の一人であつたホームズという判事が、イギリスの大学者であるポロックという先生に手紙を送つた。その手紙の中身をちよつと思ひ出すのであります。ホームズはポロックに對して、「近頃共産主義が發達し、個人の人權や運命についての関心が著しく薄くなつた。これが裁判所において行われるに至つたのは嘆かわしい」といふ趣旨の手紙を送つてゐるのであります。ところが日本の場合でありますと、戦争中からの影響によりまして、個人は政府に對して忠実であるべきもの、公務員や、軍人の汚職なんかを新聞が書くことさえ官民離間、軍民離間といふやうな一種の犯罪以上の犯罪を犯すものとして糾弾されて來た、あの一種の上役人意識といふもの

が抜けないのではなからうか。又この法案を議會にいたしまして、恐らく復活して來るのではないかと、眞実に私どもはしみ／＼感ずるのであります。この法案によりまして得られる直接の效果は、言ひまでもなく特審局が公安調査庁といふものに昇格いたします。公務員が殖産、權威が増すといふやうなことになるわけでありまして、果してそれによつて國民の利益といふものが保障されるであらうか。十分に保障されるであらうかといふことになつて參りまして、これは異常に問題が多くなるのではないと思ひます。近代民主主義が言論の自由を基礎として成立することは言ひまでもありません。併しその言論の自由を基礎として成立している近代民主主義國家でありまして、明日にでも革命が起るのだ、ビラ一枚、演説一つでどんなことが起るかわからない。それほど切迫した状態ならば、憲法を無視した意思の自由を……

○委員長(小野義夫君) 戒能先生に申し上げますが、時間が大分過ぎましたから……

○公述人(戒能通孝君) 併しそれらの事實がどれだけの程度まではつきりしてゐるのか、この点私たちに全然わからないわけでありまして、これに對しまして、数件の事件があつたといふやうなことも報告されたやうでありますけれども、併しながら東京裁判の仕事をお私ちよつとやりまして、満洲事變の起る前の前日数件の排日、侮日事件があつたといふやうに言われております。實際資料を見ますと、日本人が車賃を値切つたら近所にいた中国人が集つて來ておどしたといふ程度であつた

のでございまして、それをそのまま証に出すことはできなかつたわけでございます。そういうやうなことを考えますと、それはどうしてもこの法案は強力な法規を今すぐ制定しなければならぬ理由といふものがはつきりしないのでございまして、この点根本的に御審査願ひたいといふことを私特にお願ひいたします。

○委員長(小野義夫君) 戒能君に對する御質疑のあるかたは……

○吉田法晴君 國家賠償法の点について金が相当要するといふお話でございまして金けれども、これは委員會でも相當したけれども、まだ十分明らかにならずに論議されて、まだ十分明らかにならずにおゐるところなんでありまして、先生は國家賠償法は適用し得る、かういふお考えで今の公述をせられたのであります。

○公述人(戒能通孝君) 若し完全に権力濫用であれば、やはり職權濫用行為になるのでありますから、國家賠償法の適用を受け得る範圍に入りやしないかと私は考へております。如何でございませうか。ただ併しそれにもかかわらず、訴訟一つ起すときには相當費用が要することは弁護士のかたもいらつしやと思ひますので、御経験の通りだと存じます。

○委員長(小野義夫君) 次に農業家原田好吉君にお願い申し上げます。

○公述人(原田好吉君) 私は實際の農業家でありまして、世論を見まして、國民の大多数が反對をしてゐると、かようなことが書かれてあります。私はこの法案は國民の大多数ではないとかやうに考へておるものであります。それから公聴會そのものが余りに一部の人のみに限られてまして、日本國民の

大多數を擁する農業方面のかたの意見が閉却されてゐるということを我々は非常に悲しむものであります。私もは國史再建のため歴史に未だ會つてないところの父祖伝来の田畑を失ひ、涙を呑んで田畑を失ひ國家再建に協力して來たものでございまして、その点から今度の破防法案の立案について多数のかたがたの意見を拜聴いたしておりますが、私たちがこれがどんなふうに農民に映つて行くか、農民の反響はどういうふうにあるかといふことを述べて見たいと、かやうに考へるのであります。先ず第一に、私たちは農民自體の思想が一番日本の國の中で堅実である、かういふことを申し上げて見たいと思ふのです。而も緑の下の方となつて、日本の再建に協力しておるものは農民である、かういふことをここで大きく強調したいのであります。私たちは田舎から子供を學校に出しますが、早大事件とか、或いは東大事件とか、或いは愛知大學事件とかいふものを見ますときに、非常な心配を以てこの子供の身の上を考へるものでございまして、かやうな日本再建といふものの観点から、この法案に對する私の意見を述べて見たいと、かやうに考へるのであります。

先ず第一に、非常に遺憾であつた五月一日の騒擾事件でございまして、このメーデーが私たちは獨立國の國民にふさわしいところの品位と自尊とを以て行われるのであらうといふことを希望し、又予測したのであります。一部過激分子の扇動によりまして、暴動化するに至りましたことは、誠に遺憾の上にもない次第であります。この日の暴動がラジオで放送され、新聞に書

かれましてときに、單純なところの偶發的事件でなかつた。それにしては余りにも規模が大きかつた。それで先ず帝都の治安状況はどんなふうになつておるのか、かやうなことを考えまして、それでこの計画的な暴動を根絶から洗つて見る必要は、これは言ひまでもないものであります。暴力によつて事を起すことの悪いことは言ひまでもなく、それは民主政治の根柢を素すものでありますから、暴力行為を計画するものであるとか、或いはこれを實行に移すものに對しては嚴に私たちは取締つて頂かなければならぬと、かやうに考へるのであります。一國の社会秩序を守ることは、民主政治の要諦であると思ふ。私どもは獨立直後のこの世界環境の下に行われたメーデー行事が、かやうな不祥事をたらしたことを心から悲しまざるを得ないのであります。それは一部過激分子の策動であつたにしても、健全なる勤勞大衆は勿論、平和的に獨立後の新日本を築き上げようとする決意を新たにしておりますところの日本國民全體の意識とは全然反對であつたといふことであるので、これは安心いたしたのであります。平和日本を期待しておりますところの民主國家、友好世界各國の期待に背くと共に、獨立の第一歩に當つて早くも日本國民の名譽を傷つけたものでございまして、暴力行為そのものが今後國內、國際情勢に如何なる悪影響を與えるかといふことは、これは私が申し上げるまでもないことだと考へるのであります。國民大多數の反對があるのに、たしなめて、このやうな暴力行為が發生するならば、一部少数分子の策動を抑止するためには、或る程度の國民

の犠牲は止むを得ないというが、ここに止むを得ないというような疑いのないような方法でこの破防法を通過さして頂きたい。

それからこの労働者のかたのストでありますが、私は先般熊本で労働者のかたがたくさんトラックに乗つてストの運動をやつておられたのであります。これは少し考えて頂かなければならぬ、かように考えるのであります。農村は御承知の通り、どんなふうな状態で生活をしているかと申しますと、農民は主人も、或いは妻にして、子供にしても一家とぞつて朝は早くから晩は遅くまで、一生懸命に働いて最低生活の線しか得ていない。而も

その生活は文化生活を営むことができないほど深刻に迫つておるのであります。併しながら労働者のかたあたりは、その御主人がお働きになれば、一家の生計が保てる。而も時間外にお勤めになると、時間外の勤務手当なども取つておられて、その生活は非常に文化水準の高い生活を営んでおられる現状であると我々は見るのであります。かかるときに、そのかたゝの着てござるところの洋服は実に立派な洋服々たるものを着ておる。そうして街頭に出て賃金を上げよとか、或いはどうとかとおつしやつておられるのであります。かかるが故に私はその傍に寄りまして、若しあなたがたが国民の真に同情を得るならば、もつと破れた着物でも着てお立ちになつたら国民として納得が行くでしょう。まあかようなことを申上げてお別れしたのであります。これがなぜこういうことを申上げるかという、現在の情勢では、この一部過激分子が民主労組の隙間を港

つて暴動化する虞れが多分にありはしないかとかような考えを持つておるからであります。従つて健全なところの労働組合のかたがたの運動は勿論私も賛成であります。又これと関連いたしますが、公益事業に携つてござる労働者のかたがたが電力を切つてしまふ、農村は非常にこの供出時期の電力を切られる場合においては、供出意欲を非常に阻害されて来るのです。かような状態が非常に多いのであります。従つて健全な労働組合のかたがたは、この運動をなさんと共に、過激分子がこれを利用するところの隙間を與えて頂かないことを私どもは非常に心から希望いたしますのでございます。

いま一つ申上げたいことは、この法案を通過させる上に、治安確保の根本というものはどんなものであらうかということを私は考えて見たのであります。独立後のこの治安保持に政府が一生懸命に心を配つておられることは、我々も十分認めることができるのであります。特に先ほど申上げましたように、メーデー当日の騒乱事件がこの政府の心理に多大の影響を與えて、その結果、各種の治安立法の制定であるとか、そのほか治安対策の強化に拍車をかけるに至つた事情も諒察ができるわけでございます。そこでこの立法をして頂く先生がたとか、或いは政府のかたがたに要望したいことは、当分の治安対策のみに没頭なされまして治安維持力を強化擴充する施策のみを推進せしめることが却つて逆効果を來たす結果を招くのでは何ものならない。逆効果を來たさないように十分注意をして立法をして頂きたいと、かように考えるのであります。それから一部少数者の

破壊活動を防止する名目の下に憲法に保障されましたところの国民の言論、或いは結社その他表現の自由を大幅に制限する虞れがあるということと世論の非常な非難攻撃を浴びているようであります。併しながら私は四十年五歳になりますが、歐洲大戰時代が丁度私たちの学生時代でありまして、今のように労働運動が盛んであり、或いは治安維持法は制定されていなかつたかたかつかつたかと思ひますが、取締が極左に對してはひどかつたのであります。私たちもそういうときに相当いろいろの意見を述べたのであります。ただの一回とし、警て尾行されたこともありませぬし、警察に引つ張られたこともない。それで

といふことになれば、恐らくそれはこの法案といふものは余りにも極左に對する法案であつて、一般大衆に、いわゆるおのきを興えるような法案ではないのではないかといふようなことを考へるのであります。勿論私も、私の頭ではこの法律の本質といふものでも、極めるだけの力がない。勿論法律そのものについては學んだことはありますけれども、非常にむずかしい法律である、こゝういふうな感じを受けるのであります。それから新聞をよく見ておりますと、國際情勢であるとか、或いはイデオロギーの、日本の情勢が非常に危険な情勢にあるといふことをよく政府のほうで答弁され、關係のほうは答弁されておりますが、こゝういふ情勢下に若しあるといふたしますならば、これくらいいふ法案は私は通して置いて差支えない。ただ秘密政治に逆行いたしますとか、或いは官廳の濫用を來たすようなことは嚴に慎しな

ければならないものではないかと、かように考えるのであります。社会の、公共の福祉というもののためにはやはり止むを得ない点はあると私は考えるのであります。併しながらこれを制限することが非常に広範囲にあるのであるとか、或いは運用の、取締の官憲の濫用が伴つた場合は国家の基本権で国民の基本権が著しく侵害されるものがありますから、これはよほど今申上げたように、ただ運用の官憲の濫用と基本権を著しく侵害されないような方法を以てこの運用をして頂きたい、かような考えを持つものでございます。私どもは占領下においてさえこの享受いたしましたところの自由を一層制限す

るような結果を來たすことのないようにして頂きたいという希望は持つておるのであります。なお最近の情勢を聞いて見ますに、力は力と呼び暴力は暴力を呼ぶような底流が非常にひそんでおる、こういうことを我々は衷心から遺憾至極に思うものであります。それで一部の過激なる暴力行動に対して政府自身が対策を急いでおられることはよくわかりますが、取締に余りに急であつてはならなくて、湯と共に赤子を流すという愚かな策はとらないようにお願いしたいのであります。國民の健全なる自由の精神を育て上げることが、いわゆる民主政治の根幹であるならば、政府及びこの立法された法律が國民の自由、民主の精神をよく育て上げまして、そして祖国日本が立派なる自由、デモクラシーの国家として進むことを私は希望いたしますのであります。なお我々の疑問にいたしました点が多々あるのであります、これは新聞で眺めて見ますと、衆議院を通

過いたしますときに衆議院の公聴会では、このくらい法案は差支えないといふようなことをおつしやつてござるものではないやうなことが、刻下の情勢が木村総裁のおつしやるような情勢に若しも立ち至つておるといいたしますならば、これは我々としてもこの法案を通過させたい頂かなければならん、かような考えを持つものであります。なお方法上の問題をありまするが、参議院はいわゆる衆議院の行き方を抑圧して頂くといふところでございまいしやうが、政党政治のいいところとか、或いは悪いところとかというものを挙げて見ますならば、この法案が自由党、興党で党議を以て決定された、かういふときに

個人の意見を許されなかつた。これは政党的の成立のよきともあると考えるのであります。又ここに政党的の弊害も欠陥もあると考えるのであります。恐らく自由党的の中にもこの法案に対してはいろいろ意見のあるかたもあつたのであります。ところが、これが表面に出て来ない。こういうのであります。国民といひまして非常に疑念を持つものでもあります。なお我々といひましては総評及び労働のかた／＼が二度までもストをなさしめて反対の意見を表明していらつしやるのであります。それがどうも国会のはうへ反映して行かない。こういうようなことは果して政党的政治というものがこれであるものであろうか、立法するものが果してそれでいいものであろうかと、かように考えるのであります。なおこの興業そのものが絶対多数であります。故に国民の大多數の意思を表明しているといふことは勿論言えるのであります。それは總選挙當時、四年前のことでも

ありましたし、現在如何なる情勢になつてゐるか、それは国民に問うて見なければわからない。まあこゝういふうなことから考へまして、この法案は私には本質的なことは今、先の公述人の

がたゞから述べたことになりましたし、我々のような力で本質的なことを解剖することは困難でありますけれども、

結局この方法上の問題をよく御研究頂きますして、そして国民が真に納得の行くような方法で以てこの法案を原案のままで通過いたさせますか、或いは修正して頂きますか、或いは撤回なさいますか、それは私たちの圈外であり

ますけれども、国民一般の受ける感じはどうも政争の具に大切な法案がなつて通つて行く。そして法治国の我々

国民はそれを守つて行かなければならぬといふやうな、非常な議会政治に対する信頼感といふものを国民が失なつてしまはせぬかといふやうな心配をいたすものであります。非常に枝葉に

なりましてけれども、私自身は大多数の人が反対はしてないといふやうな、大多数の人といふと主に農村方面の者は殆んどこの法案には無関心でも

ありますし、現下の治安状況から考へまして軍隊の備へのない、或いは治安維持の方面の少い情勢にお

きまして、若し一度暴動化したならば善良な国民は如何になるかといふことを心配いたしてゐることを痛切に申上げて見たいと思ふのであります

。従つて私は納得の行くやうな方法でこの案を御審議頂きますして、慎重なる御審議を先生方にお願ひ申上げて、つたない意見を終りたいと、かように

思ひます。

○委員長(小野義夫君) 原田君の何か

御質疑のある方は……。別に御質疑もないようでありますからこの程度で、有難うございました。

次に全日本海員組合組織部長和田春生君の御意見を伺います。

○公述人(和田春生君) 只今御指名にあずかりました海員組合の和田でございます。破壊活動防止法案に關しまして、その必要とする理由について申されておりますことの一点に暴力と破壊活動を取締らなければならぬといふことが言われております。勿論私も暴力と破壊活動に關しては断固としてこれを排除しなければならぬ、か

ように信じてゐるものでございまして、かような一般の原則によりまして特別の治安立法を必要とし、あまつさ

え行政機関に対して広汎な処分の権限を與えるといふことが必要であるかど

うかといふことは慎重な検討を要するところであらうかと考へるわけであり

ます。更に暴力破壊活動といふことの定義でございまして、戦後新憲法によりまして、主権在民を謳ひ、民

主主義を國是といはしまして、戦前に

おいては持たれていなかった数々の基

本的な人権が国民に與えられたといふ

現在の日本におきましては、この民主主

義にとつて最も必要である言論、集

會、結社の自由に対する脅威こそが最

も甚だしい破壊的活動である、このよ

うに考へなければならぬと思ひます

。更に百歩譲つて非常に危険な状態

にあるので、特別に治安立法を必要と

するといふことにいたしましたも取締

に急なる余り、角を矯めて牛を殺すよ

うな愚をおかしてはならない。法を作

る場合であつても法の濫用に対する明

確な防止保障の規定が必要であると考

へるのであります。以上の見地から政

府原案の破壊活動防止法案を見ます場

合に、結論的に申上げてまして、これ

を引つ込めて白紙に返して出直すか、仮

に百歩譲つて原案を基礎にして審議い

たす場合でも大幅の修正を必要とする

ものである、このように考へるわけ

であります。特に我々労働者の立場から

ではこの破壊活動防止法案のどのよ

うな点が悪いかといふ点について指摘

いたしたいと思ふのでございまして、

今公述人各位から相当詳細に亘つて述

べられておりますので、私は特に重要

であると思へる数点について申

上げて見たいと思へます。先ずこの破

壊活動防止法案におきましては全く新

らしい法律用語である暴力主義的破壊

活動といふものが出て来ております

けれども、この概念が極めて不明確であ

ります。刑法等におきましてはいろ

いろな法律用語について永い間の慣例

或いは學者による研究その他において

大體の概念が間違ひのないところでき

まつておりますけれども、非常に新ら

しい言葉でありまして、而も暴力主義

的破壊活動といふのは具体的な行動の

みを指しているのではなくて、第三條

の一号のイ或いは二号のイからりまで

は刑法用語の濫用でありますからさて

おくといはしまして、扇動、教唆、

文書活動に対する諸制限等、一切を暴

力的破壊活動の中にこめてゐるという

全く新しい行き方をしているものでござ

いといはしまして、この点においてこの法

案が非常なあいまいさと危険性を内蔵

してゐるというこを言わざるを得ない

のであります。特に本法において取

上げられております扇動といふ言葉に

つきましては、一般常識的にはおだて

るとか、いろ／＼解釈がありますが、

法律上の重大な処分の対象とする場合

に果してどのような内容を持つかと

いふ点については非常にあいまいでござ

いといはしまして、判例も殆んどない、こ

ういふことが指摘されると思ふのでござ

いといはしまして、過去の例によります

ならば扇動の解釈如何は取締側の判断如何によつて定められる、こ

ういふ例がなくさんあると思ひます。極端な表現を以

てしますならば、およそ思想はすべて扇動の類に解釈され得る危険さ

もありません。更に教唆の文字について

であります。刑法六十一條の場合に

おきましては教唆によつて犯罪を實行せしめた場合といふやうに條件が

明瞭に規定されております。併し本

法案においては必ずしも教唆の定義が

刑法六十一條による教唆とは同一でな

いように考へられるのであります。そ

れは第四十條の規定によりまして、教

唆によつて犯罪が實行された場合に

はといふやうな裏からの規定によつ

て、その教唆により具体的に犯罪の實

行がない場合でも教唆が取締、規制の

対象にされるといふことが裏から規定

をされておるやうに私は考へるわけ

であります。こゝなりまして、「教唆」と

「せんだい」といふものの差別という

ものが殆んどなくなつて参りまして、極めて広い範囲のものが取締の対象になつて来るといふやうに思ふのであり

ます。教唆、扇動、機関紙の発行、図

書の出版、その他文書による活動等一連

の関連によりまして、およそありとあ

らゆる対象がこの法の規制の問題とし

て取上げる危険性を感ぜざるを得ない

のであります。特に政治上の主義或い

は施策を推進し、支持し、云々とい

ふやうな文句を使つておることにより

して、なお更その危険を感じます。御

承知のように我々労働団体は、労働組

合として存在するゆえんのものゝは現在よりも地位を向上させ、我々の生活水準を向上させるといふことを基本的目的にいたしておられます以上、現秩序に對して抵抗がそこに生れて来るのは当然でござい

ます。如何に堅実な組合、

穩健な組合と申しまして、何もない

場合には勿論政府の施策にも協力いたすであ

りまして、一旦資金を上げる、或いは我々に対するいろ／＼な制限を課して来る法律に對して反対をする、こ

ういふ場合には、現存する支配権力に對する対抗が生れ、又現存する一般

的秩序に對して抵抗をする運動もそこ

から生れて参るわけにございまして、これら一切が政治上の主義、施策等を推進するものである、このやうに判断を

さしまして取締の対象に引つかけられ

る、こゝういふことが考へられるわけ

でござい

ます。すでに手近な例によりま

して、破壊活動防止法、或いは労働三

法に對する労働者の反対運動は政治活

動であるから、政治資金規正法による

届出をしなければならぬといふことを

各組合に申入れて来ております。併し

私どもの考へによりましてならば、労働者のストライキを行ふ権利、団体行

動を行ふ権利といふものは労働組合が

存立する基本的な権利でございまして、

これに制限を加へ圧迫を加へようとす

るやうな法律に對して反対のための行

動さへも政治活動であると言われ、或

いはそのためのストライキが許されな
いということになつて来ますと、ど
んなにそれらの諸権利を擁護されても泣
き入をしておられなければならない。こ
ういふ結論になりますから、団体行動
権やストライキを行つ権利はあつてな
きに等しいものになつてしまふわけ
であります。こゝから基本的な問題に
ある労働者の諸活動さへも政治活動で
ある、従つて政治資金規正法による屈
出をしなければならぬというような
解釈が現実に行われておる世の中で
ございます。この中において第三條に
使われております諸種の表現というの
が、即時労働組合にかかつて来るとい
う危険性を痛感せざるを得ないのであ
ります。おおよそ治安のためにい
な事件を取締らうとする場合には、治
安を著しく乱る明白且つ現実の危険が
そこになければならない。これは近代
文明諸国家において基本的な原則とし
て採用されておるところである。この
ように考へておるのでございますけれ
ども、この法案はその虞れがある。将来
多分にそうなるであらうというよう
なものまでも引つくるため規制の対象に
しようとしておるところは、我々が
けなうというところでございます。政
府が如何に濫用の危険がない、絶対に
濫用しないということを百万遍言明で
繰返しまして、この法律によつて取
締の権限を與えられる行政機関の当事
者が、濫用の危険がないということ
は濫用をしないつもりであるというこ
との表現にしか過ぎないのでありまし
て、絶対に濫用できないということの
保証ではございません。この点に關し
まして本法案は全く濫用危険の防止に
對する配慮と規定を欠いておるので

ございまして、訓示的な言葉において
いろいろなことを現わしておりまし
て、それは先ほど申し上げましたよう
に、濫用危険の防止の保証にはなりま
せん。先ほど或る先生の公述によりま
して濫用をされた場合には国家賠償法
によつて損害賠償を請求することがで
きるということに理窟の上ではなつて
おる。併しこれに對しては非常になく
さんの費用と長い時間がかかるという
ことをおつしやいましたけれども、国
家賠償法の第一條によりますれば故意
又は過失によつて損害を與えた場合と
なつておるのであります。取締当局の
行過ぎや職権濫用によつて取締られ
る、被害をこうむつたほうの側が裁判
で争う場合に、費用の点や時間のかか
る問題の更に一つ前の前提といしま
して、故意或いは過失によつてやられ
たものであるかどうかということをし
証することは恐らく不可能でありまし
よう。このようになつて参りますと、
本法の濫用に對して理窟の上ではそ
うなつておるという国家賠償法による
ところの損害賠償の請求の訴えを起すこ
と、そのものさへも重大な制限を受な
ることになりまして、全く国民に對し
てはこの点の危険防止の手段という
ものが奪われてしまつておると極言し
ましても言い過ぎではないかと考へ
るのであります。なお先ほどの公述人
の御説明の中にもございまして、政府
もしばしば本法案を必要とする理由と
いたしまして、先日のもーデー事件を
引用いたしております。成るほどあの
もーデー事件は言語道断の暴行でござ
いまして、我々もああいう行動に對し
ては絶対に反対でございまして、許す
べき行為ではないと考へておりますけ

れども、あのもーデーの暴行事件が果
してこの破壊活動防止法を必要とする
理由となるのであるかどうかというこ
とをよくお考え願ひたいと思ふのであ
ります。現にあの暴行事件に對しては
刑法の暴行の罪を適用いたしまして政
府は数千人に亘る検挙者を挙げており
ます。更に間違えて全然關係のない勞
働者や国民までも検挙しておるという
事実があるぐらゐに現行刑法の規定さ
へも十分過ぎるほど活用をされてお
るのでございまして、むしろ我々の立場
から言わせますならば、もーデーの
騒擾事件は特別に破壊活動防止法とい
うような法律を必要としなくとも、現
行の刑法において立派に取締れるとい
うことの証明になつたものと考へるわ
けであります。更に政府の説明により
ますれば、そういう行為を犯した個人
は取締れるけれども団体を解散させる
ことができない、団体を取締の対象と
することができない、ということが指摘
されておりますが、この法案によつて
意圖されておることは如何うな説明
を用ひますようかと、現在の日本にお
いては共産党によつて起される諸活動
を最も主たる取締の対象にしておると
いうことは、立案者側においても、こ
の法案を非難する側においても認め
るところであらうと思ひますが、その場
合に先ほど申し述べた指摘されてお
りますように、団体の解散を命じること
によりまして、共産党或いは共産黨系
の諸団体を地下活動に追ひやつた場合
に、これらの諸君は先ほど星加君の証
言にもありましたように、確信を以て
やつておるのでありますから、目に見
えざるところでより氣だしい活動を始
めることになると思ひます。占領下に

おきましてGHQという専制的な支
配権の下においてさへも、地下に
潜つた共産黨の首脳部の諸君を取締れ
ない状態にあつて、この治安立法を
作つたからといつてそれが取締れると
いう保証はないのであります。むしろ
この法を作つてそういうものを取締ら
うというところまで行きますと、
と、共産黨の地下活動に手を焼いて政
府や取締当局がヒステリー症状を起し
て参りますと、罪のない一般の人民、
労働者が幾らでも引つかけられて、被
害者をたくさん出す危険が生まれて
来る虞れが多分にあるわけでありま
す。又この法案において我々が非常に
危険に感じますところは、規制の手
続が裁判によらずして行政官庁によ
つて決定をされるというところござ
います。その行政機関による調査、審
査の場合におきましても、いろいろと
不都合な規定がございまして、指摘す
れば、数多くございまして、一例を挙
げますと、十五條によつて不必要な証
據の取調は不要であるというような
規定もございまして、但書がついては
おりますけれども、但書はさういふ規
定になつております。更に行訴特別法
の第十條によります訴訟の異議申立の
件に關しまして、本法には適用しな
いというところが明記されておしま
うので、当然本法による行政処分にも
適用されるようになつて参ると思ひま
す。そうなりますと行政機関が調査を
し、規制の手続の決定をし、審判を下
す場合には不必要な証據の取調はいけ
ない。更にそれに対して処分を受けた
ほうの側から執行の停止等の申立をい
たしましたならば、やはり行政機関の

最高責任者である首相から異議の申立
が出て何にもならないことになる。こ
ういふふうに全部を綜合して考えま
すと、この法律によつて国民は政府に對
して基本的な人権の重大な制限にもか
かるような治安取締の広汎な権限を
白紙委任したというやうな形にもなり
かねないのではないかと、このように考
へるのであります。濫用の危険がない
ということとは先ほど指摘しましたよ
うに政府当局者からは再々言われてお
ります。併しこれも再々言われてお
る。審査委員会をいたしておりますとき
に、政府の特審局の一課長が責任を以
て當時喧伝されておりましたゼネスト
禁止法に對する説明に参つた場合にこ
のやうなことを証言したのでありま
す。それは現在のストライキであつて
も現行刑法の威力業務妨害罪の規定に
よつて幾らでも取締れるのであるけれ
ども、取締官庁が遠慮しておるわけ
である。そういうことは甚だまづい
でゼネスト禁止法を絶対に必要とする
というこゝを説明いたしたのでござ
います。これは議事録にも明らかに載つ
ておることでございますけれども、
こゝから考へて持つた人が政府当局の
而も特審局という重要な治安關係の行
政機関の中の責任ある地位にあるとい
うことは、こゝから考へてはかなり問題
ではないかと、当初に申し上げましたよ
うにこの法律は極めてあいまいでござ
いまして、扇動、教唆、文書活動等に對
する規定を廣汎に包含しております。
それによつて来たるところの暴力主義
的破壊活動の定義が明確でない。こ
ういふことによつて濫用の危険があると
いうよりも、私は最後に申し上げたいこ

とは、むしろ濫用されたことが濫用として認められずに濫用でないとして見逃がされて行く危険性のほうが非常に多いという点を十分お考え下さいまして、日本の民主主義を発展させて行くためには多少の行き過ぎがありましようとも、民主主義の経脈は国民の側において理解不足からする行き過ぎよりも、民主主義の経脈の浅い日本の国情において支配的権力を持つものの行き過ぎのほうが遙かに恐ろしい結果を招きまして、将来再び日本に暗黒の政情が来たるようなことになつては、何のために多くの血と困難とを拂ひまして我々がやつとこさほそぐと獲得したところの唯一のものである民主主義というものが根底から否定されることになりますので、参議院におきましては議員各位の良識ある御判断によりまして本法案によつて日本の民主主義が脅かされ、国民の基本的人権が制限されないような十分なる御審議をお願いいたしまして公述を終わります。

○委員長(小野藏夫君) 和田君に対して御質疑のある方は……別に御発言もなければこの程度で……有難うございました。本日はこれで散会いたします。

午後五時七分散会

昭和二十七年五月三十一日印刷

昭和二十七年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所